

浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場）

指定管理者業務仕様書

令和7年7月

浪江町教育委員会

目 次

1	対象施設の概要	1
2	複合施設の開場時間等	1
3	業務内容	2
4	事業に関する業務水準	11
5	復興海浜緑地（多目的広場）の特例	12
6	各種マニュアルの作成・提出	13
7	その他業務	13
8	事業計画等	17
9	監査及び検査	18
10	改善指導等	18
11	協議	19
12	参考資料等	19

浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場）
指定管理業務仕様書（案）

浪江町スポーツ施設及び浪江町復興海浜緑地（多目的広場）（以下「複合施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 対象施設の概要

詳細については、別紙 1「複合施設概要」及び別紙 2「備品一覧」のとおり。

2 複合施設の開場時間等

施設名	開場時間	休業日
浪江町地域スポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日 午前 9 時から午後 9 時 ・ 土日祝日 午前 9 時 30 分から 午後 6 時まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 月 1 日から同月 3 日まで ・ 12 月 29 日から同月 31 日まで
なみえ運動公園 （倉庫トイレ棟含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前 5 時から午後 9 時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 月 1 日から同月 3 日まで ・ 12 月 29 日から同月 31 日まで
町営高瀬野球場 （町営高瀬クラブハウス含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前 5 時から午後 6 時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 月 1 日から同月 3 日まで ・ 12 月 29 日から同月 31 日まで
復興海浜緑地 （多目的広場）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月 1 日から 9 月 30 日まで 午前 9 時から午後 5 時まで ・ 10 月 1 日から 3 月 31 日まで 午前 9 時から午後 4 時まで ※ただし、令和 8 年度は 9 月 1 日から開場予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 月 1 日から同月 3 日まで ・ 12 月 29 日から同月 31 日まで
町営野球場、町営幾世橋グラウン	※当面の間休止	※当面の間休止

ド、町営加倉運動公園、町営津島総合グラウンド		
------------------------	--	--

※ 利用者アンケートやモニタリング等による利用者ニーズの把握により、必要に応じて指定管理期間中に町との協議により変更も可能とする。

3 業務内容

指定管理者は、「浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」、「浪江町スポーツ施設の管理規則」、「浪江町復興海浜緑地（多目的広場）の設置及び管理に関する条例」及び「浪江町復興海浜緑地（多目的広場）の設置及び管理に関する条例施行規則」、その他関連する法令等を遵守して次の業務を行うこと。

(1) 施設の利用に関する業務

- ① 指定管理者は、町が主催する事業については、最優先とし、積極的に町事業に協力しなければならない。また、浪江町スポーツ協会、浪江町スポーツ少年団、浪江町芸術文化団体及び地方公共団体等の公益事業や大会において、その趣旨が浪江町民の文化、スポーツ振興に資する活動であることが優先利用の原則となる。
- ② 指定管理者は、次年度開催の町関連事業及び各種大会等について、町が行う横断的な利用調整に協力し、次年度の事業、大会等運営に支障をきたさないよう連携を図ること。
- ③ 利用者が予約しやすいように配慮するとともに、一定の団体や個人等に偏ることなく、利用を希望する利用者が平等に利用できるように努めること。
- ④ 使用許可申請については、条例等に基づく使用申請書を利用者から提出してもらうこと。
- ⑤ 使用許可申請があったものに許可する場合は、条例等に基づく許可書又は使用券を申請者に交付すること。
- ⑥ 利用者の便宜を図るため、設備等を必要に応じて貸し出すこと。ただし、指定管理者が自ら調達して町の条例等で定める以外を有料で貸し出す場合は、事前に町の承諾を得ること。
- ⑦ 条例等の使用の許可の制限に該当すると認めるとき、又は管理運営上やむを得ない理由があるときは、使用の許可をしないものとする。また、許可したものに対しても、許可を取り消し、退去を命じることができる。

(2) 使用料の徴収及び減免に関する業務

- ① 指定管理者は、条例等の規定により、利用料の徴収は原則利用の許可

と同時に行う。ただし、特別の理由があると認める場合、納付期日を別に定めることができる。

- ② 浪江町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例及び浪江町復興海浜緑地(多目的広場)の設置及び管理に関する条例等の規定により、利用料を減免することができる。

(3) 利用者への対応

- ① 指定管理者は、利用者が円滑な利用ができるよう、適切な助言・指導等を行うこと。また、不適切な利用者に対しては、指導を行うこと。
- ② 施設の利用手法や案内図を、利用者にわかりやすい場所に掲示すること。また、施設の情報発信のための専用ホームページや SNS を設けることやリーフレット、チラシ、ポスター等により広報を行うこと。ホームページは、極力最新の情報発信を行うよう都度更新すること。
- ③ 施設において関連するポスターの掲示を行うなど町内外の関連情報の発信基地として機能すること。また、町が認める団体等の主催する事業に関し、大会窓口業務等の協力要請があった場合には協力すること。
- ④ 窓口、電話、メール、手紙等での施設に対する利用者及び町民からの苦情、要望等について適切な対応を行い、その内容について町に報告すること。また、本施設専用の電子メールアドレスを設置し、問い合わせ等に対応すること。
- ⑤ 障がい等を理由に正当な理由なく不利益な扱いをしてはならない。

(4) 運営に関する業務

- ① 指定管理者は、開場時間及び休業日について、サービスの向上のため変更する場合は、事前に町の承諾を得ること。また、大会等開催時は利用者との打ち合わせ等により、開場時間外に開場するなどの対応をすること。
- ② 施設の運営に必要な職員を適切に配置すること。

ア 総括責任者

- ・複合施設の責任者として、常勤の総括責任者を配置すること。
- ・総括責任者は、スポーツ施設運営等に関し豊富な経験がある者とし、開場時間中は基幹施設（指定管理者が選定）に、原則 1 名の責任者（総括責任者補助員含む）を配置すること。

イ 配置職員の要件（総括責任者等含む）

- ・施設で利用可能な種目に関し、必要な知識を有していること。
- ・施設運営上必要な遵守すべき関係法令等を熟知していること。
- ・配置する職員の資質向上のため、定期的に研修を実施する（又は受講させる）こと。

ウ 配置人数（総括責任者等含む）

開場時間中において、各施設の運営に支障をきたさないよう必要な職員を確保すること。また、サービスの向上、安全管理のため次の人数を最低限確保すること。

- ・スポーツ施設受付：常時1名（補助員含む）
- ・スポーツ施設受付・施設巡回等：1名
- ・多目的広場受付：常時1名（補助員含む）
- ・多目的広場受付・施設巡回等：1名

※上記の各施設受付及び受付・施設巡回等の人数は総括責任者等配置人員を含め、なるべく2名以上配置すること。

- ・スポーツ施設及び多目的広場清掃・作業等：業務実施日2名

エ 有資格者（総括責任者等含む）

施設管理において、法令等で定められた有資格者等を適切に配置すること。また、配置職員の資質向上のため、定期的に研修を実施する（又は受講させる）こと。

オ 各施設の配置人数は目安であり、各運營業務に係る職員の雇用形態、人数、勤務形態等については、各施設の管理運営に支障がないよう配慮すること。

④ 配置職員の履歴資料

配置する職員の履歴及び資格一覧表を作成し、指定管理業務計画書に添付すること。なお、内容に変更が生じた場合は、町に報告すること。

⑤ 町民等雇用への配慮

新たに発生する雇用については、浪江町民及び近隣市町村民の雇用について配慮してください。

(5) 維持管理業務

指定管理者は、各施設において公共サービスの提供が円滑に提供され、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう次の業務を行うこと。

① 衛生管理業務

施設利用者が快適に利用できるよう衛生管理に配慮すること。また、疾病等が発生した場合には、関係法令等に従い適切に対応するとともに、町をはじめ関係機関へ速やかに報告すること。

② 清掃業務

各施設及び敷地内について、良好な環境衛生と美観を維持し、安全かつ快適な空間を保つために清掃業務を行うこと。なお、業務を行うにあたっては、可能な限り利用者の妨げとならないよう配慮するとともに、破損箇所や破損の恐れがある箇所を事前に発見するよう努め、発見した場合は

速やかに町へ報告すること。

ア 日常清掃

各施設について、日常的に清掃を行い、施設、備品、器具等が常に清潔な状態に保たれるように努めること。また、清掃回数等の条件は、指定管理者が利用頻度に応じて適切に設定すること。

- ・床面清掃
- ・カウンター・テーブル・椅子等の清掃
- ・衛生陶器類の清掃
- ・洗面台・鏡の清掃
- ・トイレットペーパー等の補充、取り換え
- ・ゴミ拾い・処理
- ・用具の整理・整頓等
- ・草刈等除草（屋外）

イ 定期清掃

日常清掃では実施しにくい箇所については、必要に応じて定期的に清掃すること。

- ・床面ワックス洗浄等
- ・マット類洗浄
- ・窓ガラス清掃
- ・ブラインド清掃
- ・冷暖房設備清掃等

ウ 特別清掃

日常清掃、定期清掃では実施しにくい清掃等を行うため、必要に応じて特別清掃を行うこと。また、大会等行事において汚れが発生する催しで使用した場合には、必要に応じ特別清掃を行うこと。

エ 廃棄物処理

施設内で発生した廃棄物は事業系ごみとし、町の定める分別に従うとともに、極力資源の再生化に努めること。

オ その他

休止施設については、原則月 1 回は巡回清掃等を行うこと。また、最低年 2 回程度除草を実施し、施設の保全に努めること。

③ 植栽等維持管理業務

各施設内の植栽等について、休止している施設も含め最低年 2 回の維持管理を行い、美観の確保に努めること。なお、業務を行うにあたっては、利用者及び通行者の安全や周辺に与える影響に配慮すること。また、農薬の使用にあたっては、農薬取締法等関係法令を遵守すること。

④ 設備管理業務

各施設において公共サービスの提供が円滑に提供され、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に点検整備等必要な対応を行うこと。また、稼働状況を記録するとともに、不具合があった場合には必要な処置を行うこと。なお、その際に必要な消耗品等の補充、更新は指定管理者が行うこと。

ア 日常点検及び整備業務

正常に機能するよう点検、整備等を行うこと。始業前の点検及び終業時に、不具合箇所がないかどうか確実に点検を行うこと。

イ 定期点検及び整備業務

法定点検のほか、各設備が正常に機能するように指定管理者が必要に応じて適切に管理すること。

<主な点検等業務>

項目	主な内容	頻度	備考	
浪江町 地域ス ポーツ センタ ー	建築設備	定期点検	1回以上/年	
	消防用設備	機器点検	2回以上/年	
		総合点検	1回以上/年	
	空調設備	保守点検	1回以上/年	
	エレベーター	日常点検	1回以上/日	
		保守点検	1回以上/月	
		定期点検	4回以上/年	
	自家用電気	月次点検	1回以上/月	機器点検、総合 点検交互実施
	工作物	年次点検	2回以上/年	
	自動ドア	月次点検	1回以上/月	
		保守点検	2回以上/年	
	照明設備	日常点検	1回以上/日	
		保守点検	1回以上/年	
	トレーニング マシン	日常点検	1回以上/日	
		保守点検	1回以上/年	
	バスケット ゴール	日常点検	1回以上/日（実施日）	
保守点検		1回以上/年		
移動観覧席	日常点検	1回以上/日（実施日）		
	保守点検	1回以上/年		
除草	定期除草	3回以上/年（随時）		
アリーナ床	日常点検	1回以上/日（実施日）		

		定期点検	1回以上/年	
		建築設備定期検査	1回/年	
		建築物定期調査報告	1回/年	
なみえ運動公園	倉庫・トイレ棟	定期清掃	2回/週（年間103日）	
		臨時清掃	大会等実施時	
	除草	定期除草	3回以上/年（随時）	
	グラウンド整備	日常整備	（随時）	
	サッカーゴール	日常点検	1回以上/日（実施日）	
		定期点検	2回以上/年	
	スポーツトラクター	日常点検	1回以上/日（実施日）	
定期点検		2回以上/年	オイル交換 6月毎 100時間目安	
町営高瀬野球場	芝管理	施肥	2回/年	有機化成 30g/m ²
		刈込	随時	刈高 20～30mm
		抑制剤・殺菌虫剤	3回以上/年	
	除草	定期除草	3回以上/年（随時）	
	クラブハウス（トイレ含む）	定期清掃	2回/週（年間103日）	トイレトペーパー洗 浄剤補充含む
臨時清掃		大会等実施時		
復興海浜緑地（多目的広場）	樹木等	薬剤散布	随時	
		除草	3回以上/年（随時）	
		防虫駆除	3回以上/年	
		剪定	3回以上/年	
	グリーン	刈込	随時	刈高 12～15 mm
		施肥	2回以上/年	有機化成 30g/m ²
		目土	1回以上/月	
		エアレーション	2回以上/年	
		抑制剤・殺菌虫剤	3回以上/年	
		コアリング	1回以上/年	
	フェアウェイ	刈込	随時	刈高 15～25 mm
		施肥	2回以上/年	有機化成 30g/m ²
		目土	4回以上/年	

		エアレーション	2回以上/年	
		抑制剤・殺菌虫剤	3回以上/年	
ラフ		刈込	随時	刈高 30～45 mm
		施肥	2回以上/年	有機化成 30g/m ²
		抑制剤・殺菌虫剤	3回以上/年	
パークゴルフホールカップ移動			適宜	
調整池		沈砂層清掃	1回以上/年	
浄化槽		設置後3か月経過後 実施(7条検査)	設置後1回のみ	使用后3か月経過日 から5月以内に受検
		保守点検	3回以上/年	
		汚泥引抜清掃	1回以上/年	
		法定検査(11条検査)	1回/年	
散水設備機器		日常点検	1回/日	目視点検
		保守点検	1回以上/月	
消防用設備		機器点検	2回以上/年	
		総合点検	1回以上/年	3年毎
空調設備		簡易点検	4回/年	3ヶ月毎
		定期点検	1回/年	

※上記のほか、施設管理に必要な点検

※パークゴルフ場については、公益社団法人日本パークゴルフ協会の定める規則等を遵守し、コースを適正に管理すること。

⑤ 保安警備業務

- ・利用者が安全・安心に利用できる施設を提供するため、不審者、不審物への対応、無人時の防犯、防火対策を含めた対応マニュアルを作成すること。
- ・消防法、労働安全衛生法等関連法令を遵守すること。
- ・定期的に巡回を行い施設の安全を確認すること。
- ・浪江町地域スポーツセンター及び多目的広場管理棟等については、24時間態勢で警備を行うこと。(開場時間外は機械警備システム管理)

⑥ 駐車場管理業務

利用者の利便を損ねることのないよう駐車場を管理すること。

ア 駐車場が混雑した場合、又は混雑することが予想される場合、安全のために適切な対応をとること。

イ 駐車場内の事故、車両の盗難、車上荒らし等の発生を未然に防止でき

るよう配慮すること。

ウ 施設利用者以外が合理的理由なく駐車場を使用している場合は、直ちに立ち退かせること。

エ 駐車場敷地を営利等の目的に利用させる場合にあつては、一般の利用者が不便をきたさないよう適切に対応すること。

オ なみえ運動公園の利用者による駐車場の使用にあつては、他の施設利用者の利用を妨げないよう配慮し、関係者間で必要な調整を行うこと。

(6) 安全管理業務

指定管理者は、開場前の始業点検及び閉場時の終業点検を確実に行うとともに、定期的な巡回等により、利用者および施設の安全管理を徹底すること。

① 防災・危機管理の対応

- ・防火管理者を選任すること。
- ・感染症を含めた様々な危機事象に備え、緊急連絡網や危機管理マニュアル等を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施すること。
- ・消防署等から指摘があつた場合は、直ちに改善措置を講ずること。ただし、予算措置が必要となるものについては、町と協議すること。
- ・大規模災害発生時には、避難所やボランティア活動拠点、物資集配拠点等として利用されることが想定されるため開設準備等の初動対応も含め対応に協力すること。なお、避難所等の開設に伴う費用負担は、別途協議する。
- ・施設の使用許可を行った場合でも、災害時には町の災害応急・復旧対応に利用することを優先させることもある。
- ・地震、津波、その他の災害等発生時における緊急対応マニュアルを策定すること。本マニュアルには、利用者及び職員の安全確保、避難誘導計画、応急処置、関係機関との連携、連絡体制、施設の被災状況確認と復旧対応等、緊急時における対応について網羅的に記載すること。

② 急病等への対応

- ・利用者等の急な病気やけがについて適切な対応をするとともに、軽微なけが等に応急措置ができるよう薬品等を用意しておくこと。
- ・自動体外式除細動器を設置すること。また、緊急時にも対応できるよう、講習を受講すること。
- ・人工呼吸や心臓マッサージ等を行えるよう訓練しておくこと。

③ 遺失物・拾得物の対応

遺失物・拾得物を発見した場合には、台帳等に記入するなど適切な処理

を行うこと。

④ 事件・事故への対応

事件・事故が発生した場合には、適切な対応を行い速やかに関連機関に届け出るとともに、町へ報告すること。

(7) 公共料金の契約状況

① 電話、インターネット等について

現在の契約状況は次のとおりです。

ア 浪江町地域スポーツセンター

- ・電話
契約先：NTT 東日本(株)
回線数：1回線（光1契約）、FAX1回線
- ・インターネット：フリーWi-Fi、浪江町 LGWAN
- ・機械警備：ALSOK 福島(株)と契約

イ 多目的広場

- ・電話
契約先：未契約（指定管理者が別途契約すること。）
回線数：未契約（指定管理者が別途契約すること。）
- ・インターネット：未契約（指定管理者が別途契約すること。）
- ・機械警備：ALSOK 福島（株）と契約

② 光熱水費

現在の契約状況は下記のとおりです。

ア スポーツ施設

- ・電気 契約先：東北電力(株)
浪江町地域スポーツセンター：業務用電力
ふれあいグラウンド：業務用電力
高瀬球場：従量灯 B 30
- ・上下水道：浪江町

イ 多目的広場

- ・電気 契約先：東北電力（株）※業務用電力
- ・上水道：浪江町、散水用井戸
- ・下水道：浄化槽

4 事業に関する業務水準

(1) スポーツ振興事業

① スポーツ振興事業の基本的な考え方

指定管理者は、施設の設置目的と地域特性を理解したうえで、住民ニーズを把握し、賑わいの創出とだれもが親しめるスポーツ振興事業を提案すること。

- ・施設利用者数の増加を図ること。
- ・スポーツ全般の普及・啓発を図ること。
- ・スポーツ活動への町民の参加を促進すること。
- ・町民の健康づくり、体力づくりに貢献すること。
- ・パークゴルフ人口の更なる拡大に向けた、パークゴルフ関連事業を提案すること。

② パークゴルフ大会開催等

36 ホールを生かした大小さまざまな大会を開催又は誘致すること。また、町が誘致する大会の運営に協力をすること。なお、オープニングセレモニーを町主催で実施する予定です。セレモニーに併わせて、オープニングイベントとしてパークゴルフ大会を実施する場合には、協力を依頼する場合があります。

(2) 自主事業等の提案

① 自主事業の実施

指定管理業務を妨げない範囲において、自己の責任と費用において、自主事業を実施することができる。ただし、実施できる事業は、「自主事業に関する提案書」を町へ提出し、承認を得る必要がある。

- ・自主事業の内容が、施設の設置目的に沿ったものであること。
- ・事業の実施にあたって、他の利用者の支障とならないこと。
- ・指定管理料は自主事業に要する経費には充当できない。
- ・参加者に参加料を求める場合には、その額が適正なものであること。
- ・休止施設についての提案も妨げるものではないが、町の政策的な判断等により、指定管理期間の途中であっても、町の意向に基づき施設を指定管理の対象から除外する場合があります。
- ・自主事業の経理は、指定管理業務と区分し経理すること。

② 自動販売機の設置

施設内に自動販売機等（酒及びたばこは除く）を設置する場合は、町に対して行政財産の使用許可を申請し許可を得る必要がある。

③ 物品の販売

利用者サービスの向上を目的に、事前に町の承諾を得て物品等を販売

することができる。

(3) ネーミングライツについて

町では、財源の確保による良好な施設環境の提供や地域の活性化を図るため、ネーミングライツの取り組みを進めようとしており、本施設においても、今回の指定期間中にネーミングライツを導入する可能性があります。

町で、ネーミングライツを本施設に導入する場合には、看板、パンフレット等の印刷物、ホームページの表示変更を行うことが想定されますが、導入にあたっては、町は事前に指定管理者と協議します。なお、発生する費用は、原則命名権者又は町が負担し、指定管理者に費用負担が生じることはありません。ただし、指定管理者が命名権を取得した場合（命名権者となった場合）は、その費用を指定管理者が負担することがあります。

<ネーミングライツの費用負担>

区分	町	提案者
敷地内外の看板等の表示変更※		○
契約期間終了後の原状回復		○
応募及び契約に関する諸費用		○
ホームページ、広報紙等	○	

※敷地外の道路標識等の表示変更を希望する場合は、町や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示にできる。なお、屋外に設置する看板等については、福島県屋外広告物条例（昭和 61 年福島県条例第 23 号）及び浪江町景観条例（令和 7 年条例第 3 号）の規定を遵守しなければならない。

(4) 利用促進事業等

- ① 指定管理者は、ホームページやリーフレット、SNS 等を活用し、施設の PR 及び事業の周知等誘客宣伝活動を行うこと。
- ② 利用料金の徴収方法は、スポーツ施設については、現在券売機と窓口で行っていますが、多目的広場についての徴収方法は指定管理者が最善と思われる徴収方法を提案すること。その際、スポーツ施設も含め、キャッシュレス決済の導入についても、積極的に検討すること。

5 復興海浜緑地（多目的広場）の特例

(1) 備品・什器の調達方法及び帰属の取扱い

多目的広場に係る備品・什器については、自動券売機を除く管理棟関係事務機器等、町で用意した事務関係以外の備品等は、指定管理者が最善な取得方法により、指定管理料で購入又は調達する。（購入、リース又は自己保有備品利用可）

指定管理者が購入又は調達する備品等については、別紙 3「復興海浜緑地

(多目的広場) 指定管理者対応備品一覧」を参考とし、指定管理者が指定管理業務を行う際に必要な備品等を用意すること。なお、調達する際には、備品等調達計画書を町に提出し、事前に承諾を得ること。ただし、この費用については、購入か調達かにかかわらず、町では指定管理期間の5年間で負担するものとし、購入等した物品については、5年経過後、原則町に帰属する。

(2) 供用開始日

- ・令和8年3月31日：竣工予定日
- ・令和8年4月1日：管理運営開始
- ・令和8年9月1日：プレオープン予定
- ・令和8年10月1日：グランドオープン予定

令和8年4月1日指定管理協定締結(基本・年度)後、9月1日のプレオープンまでの間に、(1)の備品・什器の手配及びスタッフの育成並びに各施設の稼働状況の確認等を行いオープンに備えること。ただし、スタッフ人件費については、早期に配置できる場合であっても、総括責任者及び受付配置1名の人件費以外については、指定管理者と町との協議に基づき7月1日から費用として算定するものとする。

6 各種業務マニュアルの作成・提出

指定管理業務全般にわたり、各種業務ごとにマニュアルを作成し、個々の事例に適切に対処できるよう職員に周知徹底を図ること。

また、各種マニュアルの内容については、町の条例、規則や各種行政計画から逸脱しないこと。なお、指定管理者は各種マニュアルを作成した場合には、町に提出すること。変更した場合も同様とする。

7 その他業務

(1) 指定管理業務の引継ぎ

指定期間終了の日までに、業務引継書等を作成し次の次期指定管理者に引継ぎを行うこと。また、管理運営に必要な各種書類、データ等についても、円滑かつ支障なく引き継ぐこと。

各施設について指定管理業務終了時に、継続して使用することに支障のない状態で次期指定管理者へ引き継ぐこと。

(2) 連絡調整業務

指定管理者は、町から会議等に出席要請があった場合には、出席すること。

(3) その他庶務業務

① 各種帳票、書類等の保管業務

指定管理者は、各種帳票、書類等については、「浪江町文書管理規程」

等に従い管理・保管しなければならない。また、指定期間終了後も保管が必要なものについては、次期指定管理者に引き継ぐこと。

② 各種手続きに関する業務

業務を行うにあたり、関係官公署等への申請・届出などの各種手続きが必要な場合は、指定管理者が行うこと。その際に指導があった場合には、指導に従うこと。

これらの指導等により、改善・変更を要すると認められた事項については、町との協議のうえ対応すること。

(4) 指定管理業務の再委託

① 指定管理者は、管理運営に係る業務を、一括して第三者に委託することはできないが、設備の保守点検等業務の一部について、再委託する場合は、事前に町の承認を受けること。

② 業務を行う際にその一部を第三者に委託し、又は請け負わせる等の場合は、町内業者の活用について配慮してください。

(5) 個人情報保護等

① 個人情報保護

指定管理者は、個人情報の収集及び使用については、適正に管理し、漏洩、滅失の防止等、必要な措置を講じること。なお、個人情報の開示請求は受け付けない。指定管理者が保有する個人情報は、町のみを窓口として開示する義務を負う。

② 守秘義務

管理運営業務に従事する者若しくは従事していた者は、業務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間が終了後若しくは指定期間取り消し後又は退いた後も同様とする。

③ 情報公開請求への対応

指定管理者が保有し管理する指定管理施設に係る文書について、情報公開請求があった場合には、町の求めに応じて公開に努めることとする。

(6) 消耗品、備品及び修繕の取り扱い

① 消耗品

1件につき5万円未満の物及び短期間に消耗する物品等を消耗品とし、それ以外は備品とする。

② 備品の管理

備品管理台帳等により管理を行い、購入及び破棄等異動が生じた場合には、町に報告すること。また、貸し出し用備品は常に良好な状態に保ち、一覧表を作成するなど適切に管理を行うこと。なお、施設に備え付けられ

ていない特別な設備や器具を設置し、又は造作を加える場合は、あらかじめ町の許可を受けてから行うこととし、これらに不具合や損傷等が生じた場合は、設置者の責任と負担により修繕を行うこと。

③ 消耗品及び備品の購入

指定管理料にて、指定管理者が購入又は調達すること。

④ 物品等の帰属

指定管理料により購入又は調達した備品は指定期間終了に際し、町又は次期指定管理者に引き継がなければならない。消耗品及び自己資金で調達した備品は、原則指定管理者が自己の責任において撤去・撤収するものとする。ただし、町との協議において合意した場合、町又は次期指定管理者に引き継ぐことができるものとする。

⑤ 施設修繕

ア 原則、1件50万円未満のものは、指定管理者が実施するものとします。50万円以上のものは、双方協議のうえ実施するものとします。ただし、50万円以上であっても、町が見積もりを取り直した結果50万円未満となった場合は、指定管理者が実施するものとします。

イ 50万円未満であっても、施設設立時からの瑕疵に起因するもの等については、修繕依頼書を町に提出したうえで、町が判断するものとします。

ウ 指定管理者が実施する修繕・工事等において、設計や構造に関わるものについては、事前に町と協議を行うものとします。

エ その他、上記に定めのない修繕・工事等が発生した場合は、町と協議のうえ決定するものとします。

※指定管理者が施設、設備及び備品の修繕を行った場合であっても、該当箇所に係る所有権は町に帰属するものとし、指定管理者は将来にわたってその権利を主張しないものとします。

⑥ 賠償責任

指定管理者の故意又は過失、瑕疵等が原因で、利用者等に対し損害賠償を行う必要が生じる可能性がある。その際、指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じる場合に備え、損害賠償保険等に加入してください。

(7) 責任分担

町と指定管理者との責任分担については、次表のとおりとして対応するものとする。ただし、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない

い事項については、町と指定管理者がその都度協議して定めるものとします。

種 別	内 容	町	指 定 管理者
運営の基本的な考え方		○ 条例・規則事項	◎
広報		○ 町広報関係	◎
制度関連	施設管理・運営に直接影響を及ぼす法令変更等（自主事業は除く）	◎	
	上記以外の改正等による経費の増大		◎
第三者賠償	本業務を原因とする生活環境等阻害		◎
物価変動	物価変動による経費の増大		◎
金利変動	金利変動による経費の増大		◎
不可抗力	自然災害等による指定管理者の責めに帰することができない業務の変更、中止、損害等	◎	
	上記のうち、自主事業	協議	
周辺地域・住民及び来館者対応	周辺地域・住民との協議		◎
	来館者対応		◎
申請コスト	各種申請に対する費用負担		◎
許認可等	町が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止等	◎	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止等		◎
資金調達	資金が調達されなくなったことによる業務の中断等		◎
運営費増大	町の責め・指示による事業内容の変更等に起因するもの	◎	
	上記以外の要因による事業内容の変更等に起因するもの		◎
	自主事業にかかるもの		◎
施設・設備修繕	町の責めに帰すべき事由のもの	◎	
	指定管理者の責めに帰すべき事由のもの		◎

	もの		
	上記以外の 経年劣化	50万円未満のもの	◎
		50万円以上のもの	協議
火災等事故	管理上の瑕疵による火災事故等		◎
損害賠償	管理上の瑕疵により利用者等に損害を与えた場合		◎
	施設・設備等の不具合により利用者等に損害を与えた場合	協議	
災害時対応	待機態勢の確保、被害調査、応急対応等		◎
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		◎
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等		◎
	施設・設備等の不具合や自然災害等による臨時休館等	協議	
廃棄物処理	事業系廃棄物として処理		◎
終了時の費用	指定期間が終了した場合、又は指定期間中に業務を廃止したときの撤去費用		◎

8 事業計画等

(1) 事業計画書

指定管理者は、次年度の指定管理業務の実施に際し、事前に実施体制、実施内容等、協議の必要な事項を記載した事業計画書及び予算書を町が指定する期日までに提出し承諾を得てください。また、自主事業に関することについても同様とします。

事業計画書等の記載内容にやむを得ず変更等が生じた場合には、指定管理者は事前に変更事業計画書等を町に提出し、承諾を得てください。

(2) 業務の報告書等

指定管理者は、指定管理業務及び自主事業の実施状況、利用状況、収支実績等、業務に関する日報、月報及び年報を作成してください。

日報は指定管理者が保管し、必要に応じ町に提出すること。月報と年報は町が指定する期日までに町に提出するものとし、その際には詳細を説明してください。

また、町が指定管理者に対し説明及び資料提供の要求をした場合は、速やかに対応してください。

<業務の報告書等>

区分	提出内容	提出期限
月報	(月間・累計) 利用者集計 無料利用者集計 利用率集計 使用料集計	翌月 15 日まで
	(月間) 減免申請者一覧 施設管理状況 特記事項 (所感等)	
年報	(月別年間) 利用者集計 無料利用者集計 利用率集計 使用料集計	年度終了後の 5 月末日まで
	(年間) 施設管理状況 特記事項 (所感等)	
	自主事業集計	
	利用状況分析等	
	施設管理状況	
	収支報告書	
その他		必要に応じ
提出先		教育委員会生涯学習課

9 監査及び検査

町が、指定管理者の経営状況監査、施設・設備等の整備・点検等を含む業務全般に対する立ち入り検査を行うときは、指定管理者はその監査、検査に協力し、要求する資料等の提出について、町から要請があった場合は速やかに提出してください。

10 改善指導等

(1) 指導、助言及び改善指導等

町は、業務報告結果や監査及び検査等の結果に基づき、指定管理者に指導

及び助言を行うものとします。指定管理者は、改善指導等を受けた場合は、「改善計画書」を町に提出し、改善に取り組まなければなりません。

その改善結果が適正でないと認められた場合は、町は「改善指示書」により改善の指示を通知するものとします。

(2) 業務の一時停止、指定の取消

指定管理者は、改善指示を受けた後も適正な改善を行わない、又は指示に従わず、業務の継続が不適切な場合は、町は、業務の全部又は一部の停止若しくは指定の取消を行うものとします。

1 1 協議

指定管理者が、この仕様書に規定するものの他、業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、町と協議して決定するものとします。

1 2 参考資料等

- 別 紙 1 「複合施設概要」
- 別 紙 2 「備品一覧表」
- 別 紙 3 「平面図等」
- 別 紙 4 「施設利用状況実績・収支決算状況」

【別紙1 複合施設概要】

1 スポーツ施設関係

(1) 浪江町地域スポーツセンター（浪江町大字権現堂字下馬洗田5番地2）

- ・ 竣工：平成23年3月
 ※東日本大震災の被災箇所修理後平成29年1月オープン
- ・ 構造：プレキャストコンクリート造 2階建
- ・ 敷地面積：8,894 m²
- ・ 建築面積：3,794 m²
- ・ メインアリーナ：1,588 m²（39m×39m）天井高11.9m～15.3m
 バスケットボールコート1面、バレーボールコート2面、
 ソフトテニスコート2面、フットサルコート：1面、
 バドミントンコート：6面、卓球：8面
 設備：バスケットゴール2台（1コート分）、フットサルゴール2台（1
 面分）、バレーボール、バドミントン、卓球、放送設備
- ・ サブアリーナ：764 m²（22.5m×21.3m）天井高9m～10m
 バレーボールコート：1面、バドミントンコート：2面、
 設備：電動式移動観覧席（494席）、空調設備、放送設備、
 ステージ：8.0m×14.0m
- ・ 会議室：164 m²（18.5m×8m）
 設備：102席（付属の机、椅子を使用する場合）
 放送設備、映像設備、空調設備
- ・ トレーニングルーム：128 m²
 設備：トレッドミル：6台、ウェイトマシン7台、バイク2台、空調設備
- ・ 駐車場
 一般用：147台、車いす用：5台、大型バス用：4台
- ・ 事務室：39.1 m²
 設備：放送設備、空調設備、AED
- ・ フリーWi-Fi

(2) なみえ運動公園（浪江町大字権現堂字矢沢町16番地1）

- ・ 竣工：令和4年3月31日
 令和4年6月18日オープン
- ・ 敷地面積：17,521 m²
 グラウンド面積（クレイ舗装部）：14,340 m²
 ランニングコース：804 m²（488m/周）
- ・ 倉庫・トイレ棟：84 m²（1棟）

- ・野球（軟式）：1面、ソフトボール：2面、サッカー：1面
- ・設備：夜間照明設備（8基）、放送設備、スコアボード
- ・物品：別添「③ふれあいグラウンド 倉庫収納物リスト」のとおり

(3) 町営高瀬野球場（浪江町大字高瀬字丈六 44 番地）

- ・竣工：昭和 57 年 3 月 20 日
 ※東日本大震災後、令和 6 年 8 月再オープン
- ・敷地面積：16,208 m²
- ・グラウンド面積：11,915 m²（両翼 91.5m、センター118m）
 内野：クレイ、外野：天然芝
- ・クラブハウス面積：112 m²

(4) 休止施設

- ① 町営野球場（浪江町大字小野田字下原 1 番地）
 敷地面積：約 15,000 m²
- ② 町営幾世橋グラウンド（浪江町大字北幾世橋字植畑 11 番地）
 敷地面積：約 8,000 m²
- ③ 町営加倉運動公園（浪江町大字加倉字下加倉 40 番地 1）
 敷地面積：約 18,000 m²
- ④ 町営津島総合グラウンド（浪江町大字下津島字大和久 56 番地 6）
 敷地面積：約 14,000 m²

2 復興海浜緑地（多目的広場）（浪江町大字請戸字御壇ノ西及び持平）

- ・竣工：令和 8 年 3 月（予定）
- ・敷地面積：49,828 m²
- ・管理棟面積：258 m²
 会議室 20 人収容、休憩室 80 人収容
 管理棟物品：別紙 2「復興海浜緑地（多目的広場）管理棟
 事務関係物品リスト」のとおり
- ・パークゴルフ施設：32,522 m² 4 コース：36 ホール
- ・屋根付き施設：600 m²
- ・ふれあい広場：4,831 m²（芝生：4,175 m²、舗装：656 m²）
- ・倉庫：49 m²（1 棟）
- ・車庫：74 m²（1 棟）
- ・駐車場：7,256 m²（約 200 台）

【別紙2 備品一覧表】

①スポーツ施設関係備品

区 分	使用場所	数量
デスクスタンダードテーブル SD-ISN147CLSPAWN	地域スポーツセンター	1
デスクスタンダードテーブル SD-ISN117CLSPAWN	地域スポーツセンター	7
デスクワゴン	地域スポーツセンター	8
演台(講堂用)	地域スポーツセンター	1
演台	地域スポーツセンター	1
花台	地域スポーツセンター	2
演台(司会者用)	地域スポーツセンター	1
会議用机	地域スポーツセンター	34
応接用センターテーブル	地域スポーツセンター	1
応接用ソファ	地域スポーツセンター	1
応接用アームチェア	地域スポーツセンター	2
応接用スツール	地域スポーツセンター	1
事務椅子(肘付き) CR-G213F4HS69-W	地域スポーツセンター	1
事務椅子(肘付き) GR-G219F4HSN69-W	地域スポーツセンター	6
屋外用背付きベンチ	地域スポーツセンター	2
屋外用背無しベンチ	地域スポーツセンター	2
会議用椅子(肘無し)	地域スポーツセンター	102
チェアポーター	地域スポーツセンター	4
レスキューボードベンチ	地域スポーツセンター	2
システム収納両開き	地域スポーツセンター	1
システム収納ラテラル3段引出	地域スポーツセンター	2
システム収納天板	地域スポーツセンター	1
システム収納ダブルベース	地域スポーツセンター	2
耐火金庫	地域スポーツセンター	1
更衣ロッカー6人用	地域スポーツセンター	12
ロッカー(ナンバーロック錠10人用)	地域スポーツセンター	4
ロッカー(ナンバーロック錠4人用)	地域スポーツセンター	2
更衣ロッカー9人用	地域スポーツセンター	5
ビルメンカートP	地域スポーツセンター	1
ビルメンカートP(専用袋)	地域スポーツセンター	1
ダストカート	地域スポーツセンター	1
体育館モップ	地域スポーツセンター	14
コアラモップハンガーA型(12本掛け)	地域スポーツセンター	8
箒(BM-2ホーキ)	地域スポーツセンター	3
塵取り(BM-2チリトリ)	地域スポーツセンター	3
ダンディスプリング	地域スポーツセンター	3
糸ラグ青パック	地域スポーツセンター	3
モップ絞り器C型	地域スポーツセンター	3
ダイバシティワイヤレスチューナー(ラックマウント金具込み)	地域スポーツセンター	2
ダイバシティチューナーユニット WTU-1830	地域スポーツセンター	2
壁取付用ワイヤレスアンテナ(アンテナガード含む)	地域スポーツセンター	8
卓上型マイクスタンド	地域スポーツセンター	3
床上型マイクスタンド	地域スポーツセンター	8

①スポーツ施設関係備品

区 分	使用場所	数量
ダイバシティチューナーユニット WTU-11830	地域スポーツセンター	3
ワイヤレスマイクハンド型	地域スポーツセンター	8
ワイヤレスマイクタイピン型	地域スポーツセンター	1
ハンド型ダイナミックマイク(マイクコード10m含む)	地域スポーツセンター	4
床上型マイクスタンド ブーム付き	地域スポーツセンター	4
8chマルチパラボックス	地域スポーツセンター	1
パッチケーブルキャノン3P	地域スポーツセンター	5
液晶プロジェクター	地域スポーツセンター	2
プロジェクター台	地域スポーツセンター	2
インカムヘッドセット	地域スポーツセンター	2
インカムベルトバック	地域スポーツセンター	2
音響ワゴン	地域スポーツセンター	1
天井取付用ワイヤレスアンテナ	地域スポーツセンター	2
50型液晶TV LCD-50-1	地域スポーツセンター	1
BDレコーダー	地域スポーツセンター	2
50型液晶TV LCD-50-2	地域スポーツセンター	1
40型液晶TV	地域スポーツセンター	1
ワイヤレスアンプSD/USB/CD付	地域スポーツセンター	1
舞台幕(一文字幕)	地域スポーツセンター	1
舞台幕(袖幕)	地域スポーツセンター	2
舞台幕(定形絞り緞帳)	地域スポーツセンター	1
舞台幕(バック幕)	地域スポーツセンター	2
舞台幕(水平幕)	地域スポーツセンター	1
傘立て	地域スポーツセンター	2
ハイペアロンマット	地域スポーツセンター	2
ミセルフラパネル	地域スポーツセンター	2
案内板用ホワイトボード	地域スポーツセンター	1
パンフレットスタンド	地域スポーツセンター	1
ペーパーハンガー	地域スポーツセンター	1
専用スリッパ入れ(42足)	地域スポーツセンター	1
テラレインマット(床マット)	地域スポーツセンター	2
ホームコーナー	地域スポーツセンター	12
屑入れスリムタイプ(もえるごみ)	地域スポーツセンター	4
屑入れスリムタイプ(ペットボトル)	地域スポーツセンター	4
屑入れスリムタイプ(あきかん)	地域スポーツセンター	4
屑入れスリムタイプ(あきびん)	地域スポーツセンター	4
手押し車 TK-P20SH	地域スポーツセンター	1
手押し車 TK-41N	地域スポーツセンター	1
トイレ用スリッパ	地域スポーツセンター	50
水切りマット(テラレインマット)	地域スポーツセンター	2
ミセルフラパネル	地域スポーツセンター	2
ホワイトボード	地域スポーツセンター	1
デスク用屑入れ	地域スポーツセンター	7
蓋付き屑入れ	地域スポーツセンター	2

①スポーツ施設関係備品

区 分	使用場所	数量
屋外用スモーキングスタンド	地域スポーツセンター	1
テレビスタンド	地域スポーツセンター	2
全自動血圧計UDEX-i 架台椅子(キャスト付)付	地域スポーツセンター	1
精密体重計 ポールタイプ WB-150P	地域スポーツセンター	1
ストレッチマット ブルー	地域スポーツセンター	2
ラポートLXE1200	地域スポーツセンター	3
ラポートLXS	地域スポーツセンター	3
コードレスバイクV77i	地域スポーツセンター	2
コードレスバイクV67Riリカレントタイプ	地域スポーツセンター	2
アークトレーナー トータルボディ626AT グレー	地域スポーツセンター	1
ファナシス シーテッド・ロー	地域スポーツセンター	1
ファナシス チェストプレス	地域スポーツセンター	1
ファナシス バッグエクステンション	地域スポーツセンター	1
ファナシス クランチ	地域スポーツセンター	1
ファナシス シーテッド・レッグカール	地域スポーツセンター	1
ファナシス レッグエクステンション	地域スポーツセンター	1
ファナシス レッグプレス&カーフレイズ	地域スポーツセンター	1
ボディーリペアⅡ ソウアスリンク	地域スポーツセンター	1
ボディーリペアⅡ ロウリンク	地域スポーツセンター	1
フロアシート ターポリン	地域スポーツセンター	625
フロアシート 巻取器	地域スポーツセンター	2
フロアシートハンガー	地域スポーツセンター	2
巻取用替え心棒	地域スポーツセンター	25
バスケット台 パラレルゴール	地域スポーツセンター	1
セッティングゲージ	地域スポーツセンター	1
AEDハートスタートFRx+セット	地域スポーツセンター	1
デジタイマ110x	地域スポーツセンター	1
フロアスタンド	地域スポーツセンター	1
ポールスタンド	地域スポーツセンター	1
キャリングバッグ	地域スポーツセンター	1
電源ドラム	地域スポーツセンター	1
バレーボール用支柱	地域スポーツセンター	3
支柱カバー	地域スポーツセンター	3
6人制バレーボール用ネット	地域スポーツセンター	3
バレーボール用アンテナ	地域スポーツセンター	3
審判台 多種目兼用型	地域スポーツセンター	3
得点板	地域スポーツセンター	3
ポールバー整理台	地域スポーツセンター	1
兼用支柱(差込式)	地域スポーツセンター	8
バドミントン用ネット	地域スポーツセンター	8
バドミントン用得点板	地域スポーツセンター	8
ポールバー整理台 18本掛 移動者付	地域スポーツセンター	1
テニス支柱	地域スポーツセンター	2
硬式テニス用ネット	地域スポーツセンター	2

①スポーツ施設関係備品

区 分	使用場所	数量
フットサルサッカー用ゴール	地域スポーツセンター	1
フットサルゴールウェイト	地域スポーツセンター	1
フットサルゴールウェイト用運搬車	地域スポーツセンター	1
フットサルサッカーゴール用ネット	地域スポーツセンター	1
パーティカルブラインド	地域スポーツセンター	1
ワイヤレスマイク(アナログ)	地域スポーツセンター	2
ダイナミックマイクロホン	地域スポーツセンター	1
2ドア冷蔵庫	地域スポーツセンター	1
大判プロッター	地域スポーツセンター	1
パーティカルブラインド右片・左片	地域スポーツセンター	1
FKeボール	地域スポーツセンター	28
卓球台 #14-553	地域スポーツセンター	2
軽量ラック	地域スポーツセンター	1
中軽量ラック	地域スポーツセンター	1
中軽量ラック増連	地域スポーツセンター	1
卓球フェンスBF-1	地域スポーツセンター	20
卓球フェンス運搬車S	地域スポーツセンター	1
上体起こしマット	地域スポーツセンター	4
立幅跳びマット	地域スポーツセンター	1
握力計	地域スポーツセンター	2
長座体前屈測定器	地域スポーツセンター	2
障害歩行用ハードル	地域スポーツセンター	2
セパレーターネット(ワイヤーロープ付き)	地域スポーツセンター	1
車いす	地域スポーツセンター	1
折りたたみチェアー	地域スポーツセンター	36
券売機	地域スポーツセンター	1
洗濯機	地域スポーツセンター	1
ワンタッチテント	地域スポーツセンター	2
ステージ用ステップ	地域スポーツセンター	2
ワンタッチテント 3850A36	地域スポーツセンター	3
ベストテントウェイト20	地域スポーツセンター	3
掃除機(業務用)	地域スポーツセンター	1
掃除機(家庭用)	地域スポーツセンター	1
カーテン(両)	地域スポーツセンター	1
カーテン(片)	地域スポーツセンター	1
レール3.6m	地域スポーツセンター	2
レール1.8m	地域スポーツセンター	1
顔認証型AIサーマルカメラ	地域スポーツセンター	2
玉入れ台 紅白セット	地域スポーツセンター	1
玉入れ台 黄色	地域スポーツセンター	1
玉入れ台 青	地域スポーツセンター	1
聖火リレートーチ	地域スポーツセンター	1

①スポーツ施設関係備品

区 分	使用場所	数量
聖火リレートーチ展示台	地域スポーツセンター	1
デジピストル	地域スポーツセンター	1
ショルダー型メガホン	地域スポーツセンター	1
ベルトパーテーションスタンドD赤	地域スポーツセンター	2
ベルトパーテーションLight赤	地域スポーツセンター	2
電子レジスター	地域スポーツセンター	1
綱引きロープ	地域スポーツセンター	1
巻取器	地域スポーツセンター	1
卓球フェンス	地域スポーツセンター	10
公印	地域スポーツセンター	1
ファミリー物置	地域スポーツセンター	1
卓球台 #13-458	地域スポーツセンター	2
ワイヤレスマイク WM34(ニカド蓄電池)	地域スポーツセンター	1
野球スコアボード用数字板	町営高瀬野球場	43
無線リモコンカウント表示機	町営高瀬野球場	1
防球ネット 1GJNA10100	町営高瀬野球場	2
防球ネット 1GJNA12500	町営高瀬野球場	1
防球ネット 1GJNA12200	町営高瀬野球場	2
ヘルメット掛け付バットスタンド	町営高瀬野球場	2
アルミレーキ6本組	町営高瀬野球場	1
カッティングレーキ3本組	町営高瀬野球場	6
コートブラシ(シダ)	町営高瀬野球場	4
Eライン引き 4WB	町営高瀬野球場	1
ワイヤレスアンプ WA371CD	町営高瀬野球場	1
ベースプレート	町営高瀬野球場	6
アルミ製リヤカー マルチキャリア折畳式	町営高瀬野球場	1
小学生軟式用塁ベースセット	町営高瀬野球場	1
ラインカー(2輪)	なみえ運動公園	2
ラインカー(4輪)	なみえ運動公園	2
ワンタッチテント DXA2436	なみえ運動公園	1
集会用テント	なみえ運動公園	2
テントウェイト	なみえ運動公園	12
一輪車(マルチ)	なみえ運動公園	1
リヤカー	なみえ運動公園	1
外野フェンス用ネット	なみえ運動公園	6
防球ネット S4794	なみえ運動公園	1
防球ネット S4793	なみえ運動公園	2
朝礼台	なみえ運動公園	1
野球塁ベース	なみえ運動公園	2
ソフトボール 1塁ベース	なみえ運動公園	2
アルミベンチ	なみえ運動公園	8
サッカーゴール(一般用)	なみえ運動公園	1
サッカーゴール(ジュニア用)	なみえ運動公園	1
スポーツトラック	なみえ運動公園	1

①スポーツ施設関係備品

区 分	使用場所	数量
アルミブリッジ	なみえ運動公園	1
ファミリーゴルフホール	なみえ運動公園	9
ファミリーゴルフ表示旗	なみえ運動公園	9
①ベンチシェルター、②砂袋15kg	なみえ運動公園	①4台、②20個
グラウンドゴルフスタートマット	なみえ運動公園	18
聖火リレー水素トーチ	浪江町役場本庁舎 町長室	1

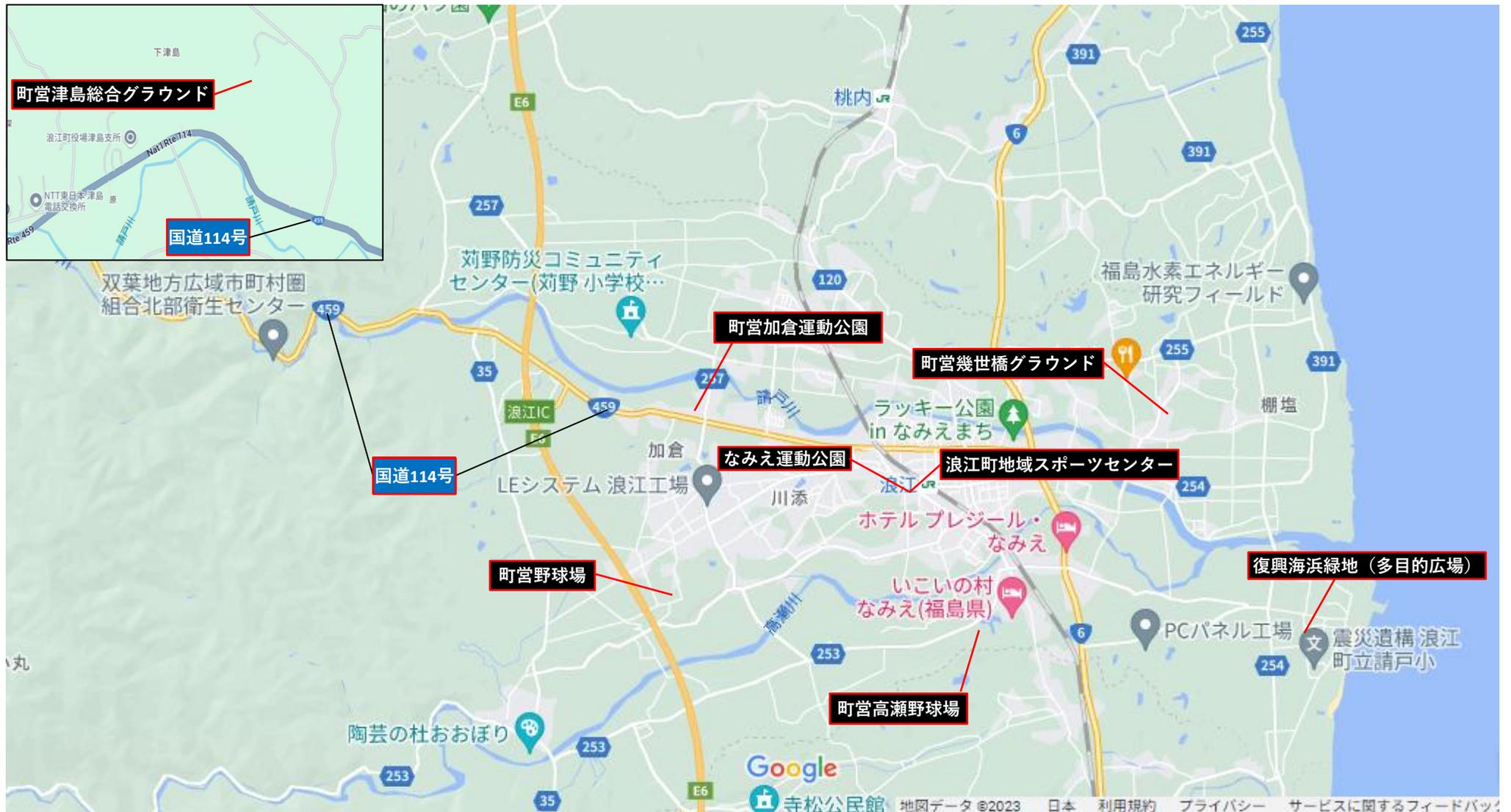
②多目的広場関係備品(予定)

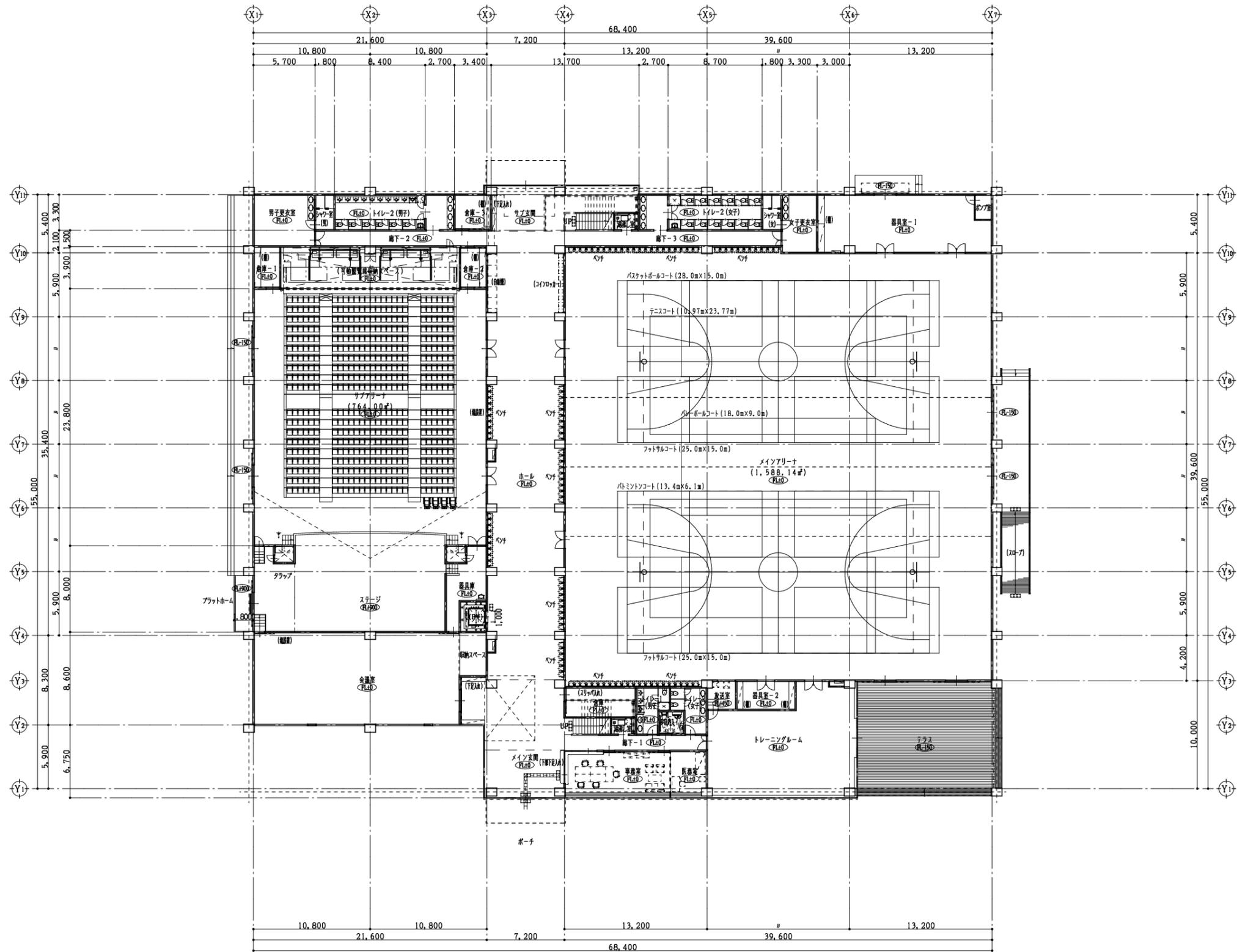
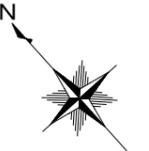
区 分	仕様	使用(保管)場所	数量
(管理棟)			
鍵付き傘立て	傘立て:48本用	風除室	1
ガラスショーケース(ハイケース)	1200×450×1850	事務室	2
デスク(片袖デスク)	1000×700×720	事務室	4
椅子ローバック 樹脂脚	680×570×980	事務室	4
収納庫 3枚引違	900×400×1050	事務室	7
収納庫(天板)	900×400×20	事務室	7
小型耐火金庫(テンキー式、アラーム機能付)	463×519×669	事務室	1
クラブ立て(筒形、鍵無し)	傘立て:60本用	事務室	2
液晶テレビ	43インチ	事務室	1
上下昇降ホワイトボード	835×570×1860	事務室	1
会議テーブル フラップ型 角型天板 塗装脚	1200×900×720	休憩室	20
会議イス 背カバー メッキ足	510×560×790	休憩室	80
ロッカー 10人用コインリターン	840×455×1790	休憩室	3
液晶テレビ	65インチ	休憩室	1
ディスプレイツール	65インチ用	休憩室	1
クラブ立て	4-クラブタテ	休憩室	10
電子レンジ	469×347×296	休憩室	1
ポット	5L	休憩室	2
会議テーブル 幕板付き 棚無	1200×450×720	会議室	10
会議イス 背カバー メッキ足	510×560×790	会議室	20
回転ホワイトボード 両面無地	1915×628×1800	会議室	1
演台	532×495×1070	会議室	1
液晶テレビ	65インチ	会議室	1
ディスプレイツール	65インチ用	会議室	1
チェアポーター 一般小椅子用	605×1145×965	倉庫	4
会議テーブル フラップ天板 膜板付 棚無	1800×600×720	倉庫	1
会議イス ローバック肘無	680×570×980	倉庫	2
中軽量ラック(基本)	1540×450×2100	倉庫	1
中軽量ラック(増連)	1500×450×2100	倉庫	1
ロッカー 2人用ダイヤル錠タイプ	608×515×1790	倉庫	1
ロッカー 3人用ダイヤル錠タイプ	900×515×1790	倉庫	1
冷蔵庫	485L	倉庫	1
防滴型ハイパワーワイヤレスアンプ	238×365×548	倉庫	1
ワイヤレスマイク(防滴スピーチ型)		倉庫	6
ワイヤレスマイク(タイピン型)		倉庫	1
ダイナミックマイク(マイクコード共)		倉庫	1
マイクスタンド(床上型)		倉庫	4
マイクスタンド(卓上型)		倉庫	2
ステンレス型くず入れ	320×220×595	トイレ	3
サンタリーフェース	320×150×315	トイレ	6
(備品倉庫棟)			
折り畳み会議テーブル 棚無	1500×450×700		10
折り畳みイス	440×505×740		20
ライザー管付ホースジョイント	口径50mm×40A型		1
レッドホース 40A	口径40mm×30m		5
スプレーガン付ライトレイン四輪車	SG25-4WSS型		1

スポーツ施設・復興海浜緑地（多目的広場）位置図

R7年7月現在

令和7年度





1階 平面図 S=1/200

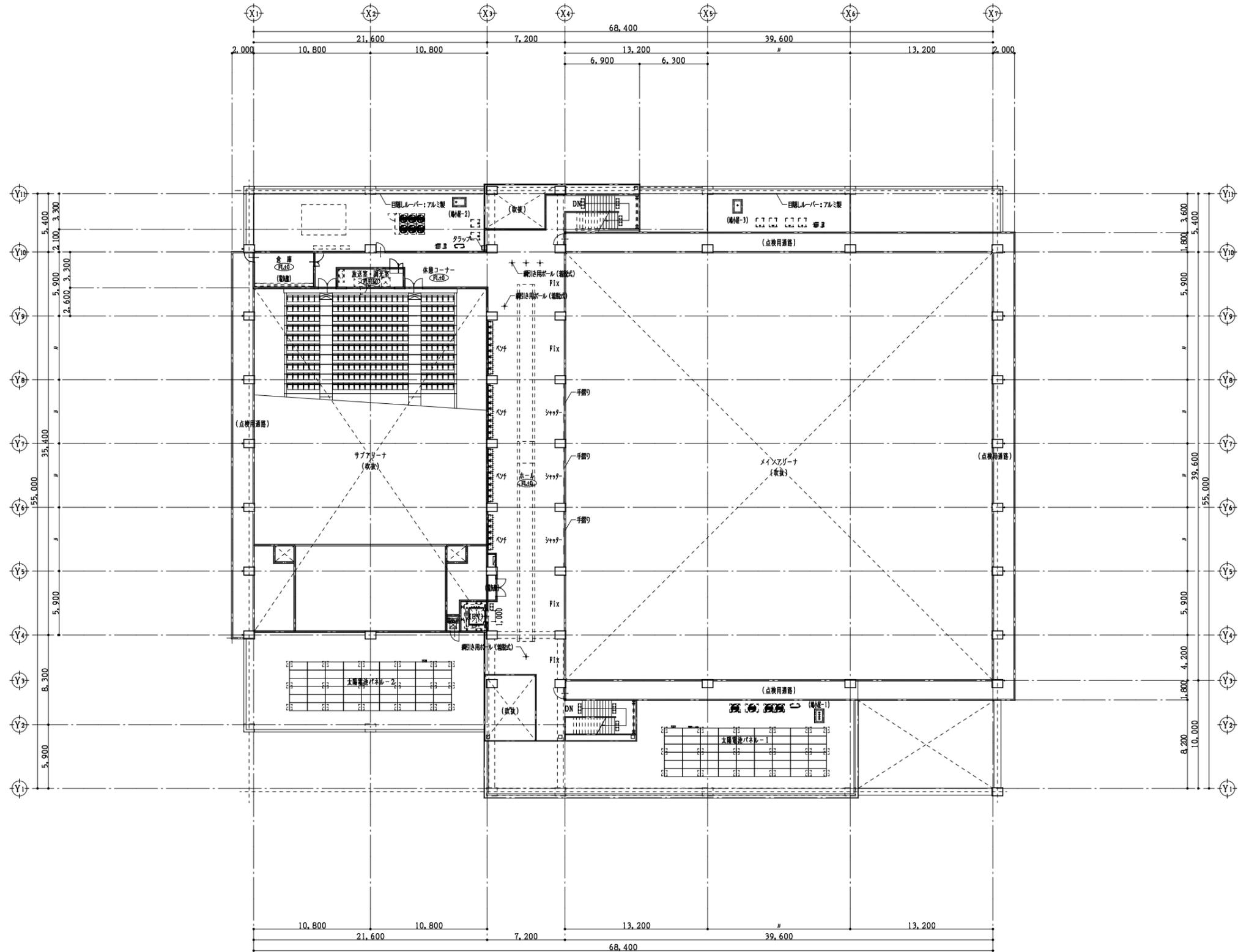
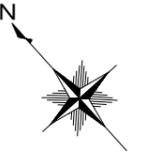
面積表	
2階	446.02㎡
1階	3,552.60㎡
合計	3,998.62㎡

検	
図	
設	
計	

浪江町地域スポーツセンター 建設工事

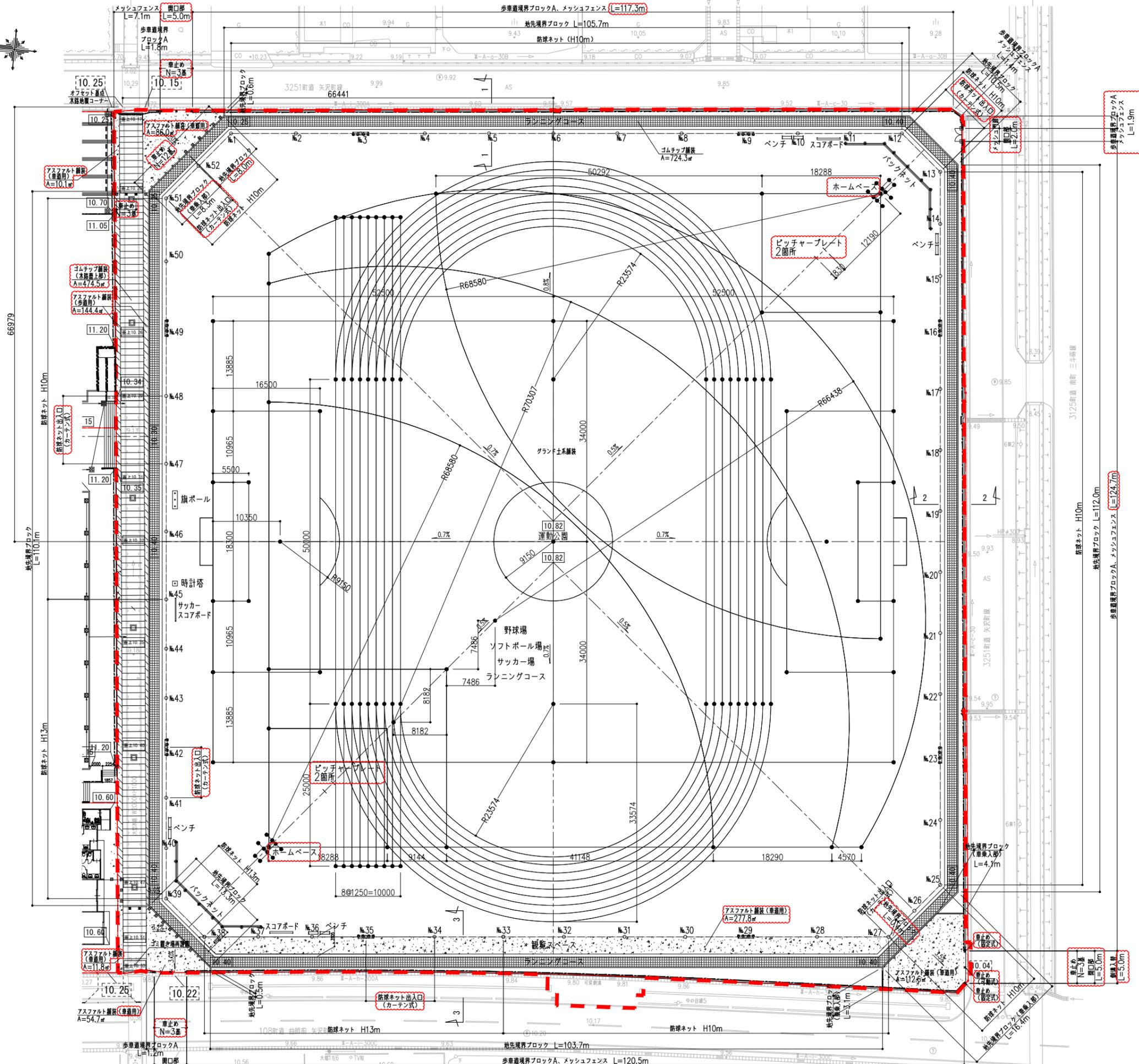
図面内容	1階 平面図
縮尺	S=1/200 (A/1), 1/400 (A/3)

図面番号	枚ノ内 号
22年4月	日



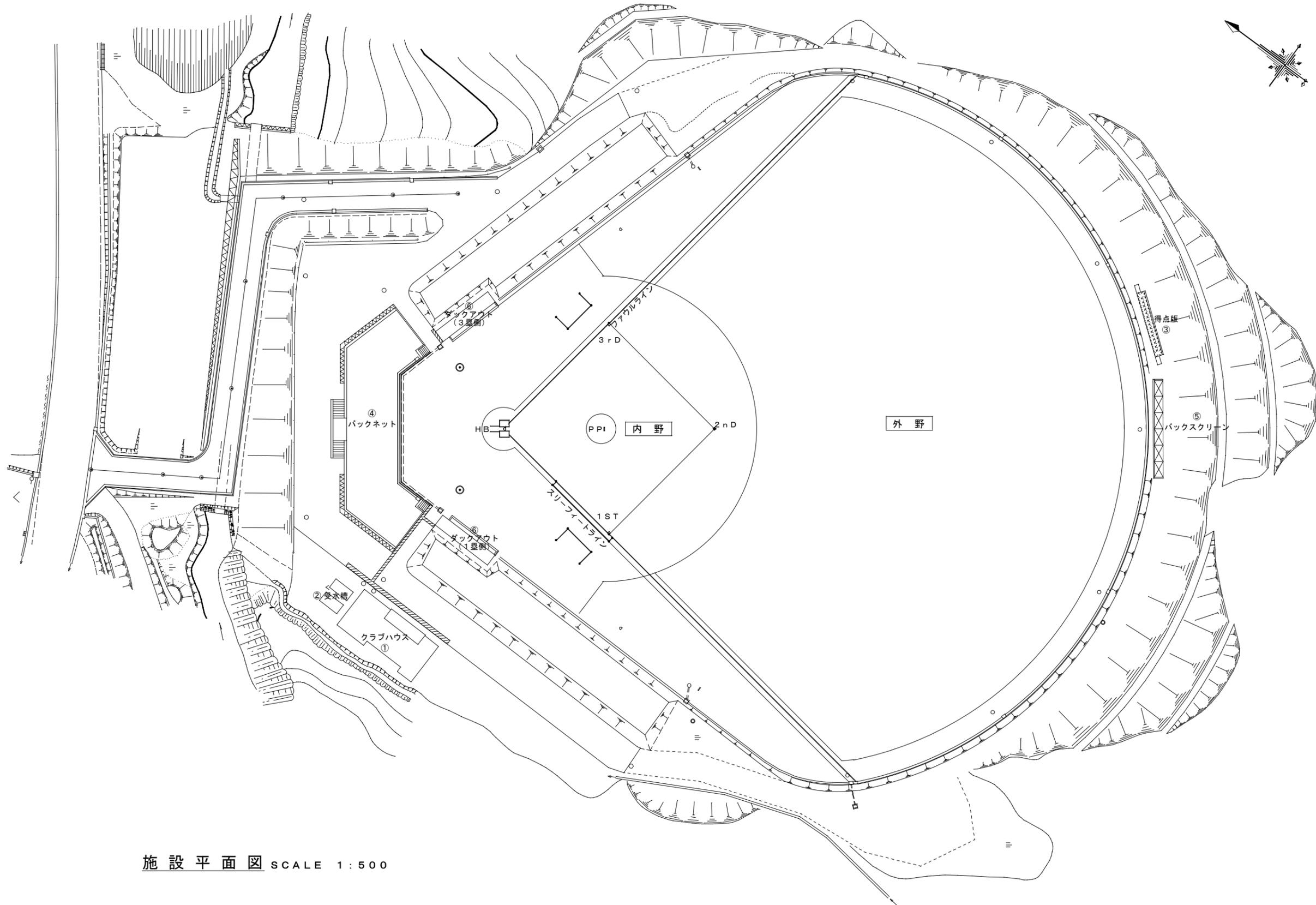
2階 平面図 S=1/200

検 図 設 計			浪江町地域スポーツセンター 建設工事	図 面 内 容 縮 尺	2階 平面図 S=1/200 (A/1), 1/400 (A/3)	図 面 番 号 枚ノ内 日	. 22年4月



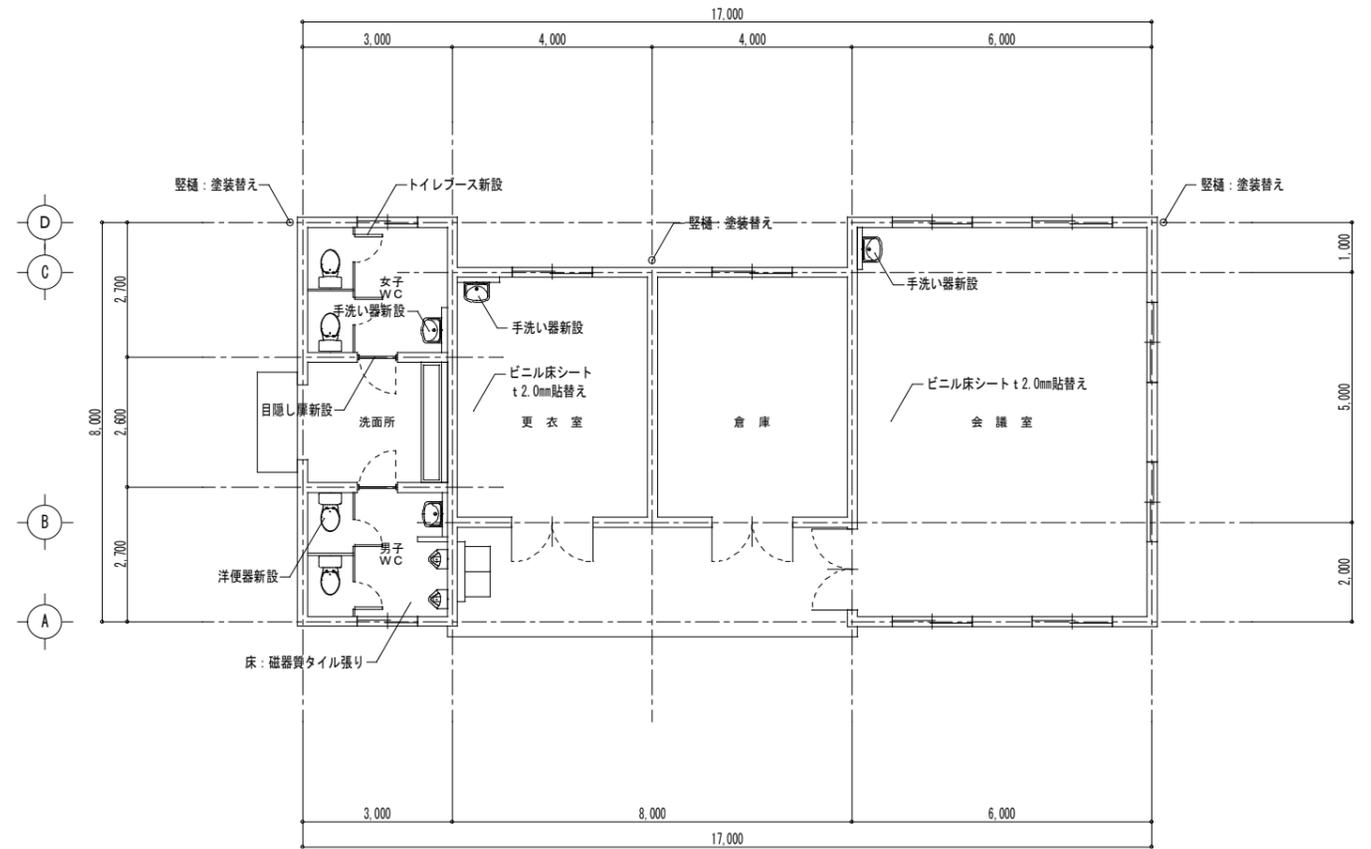
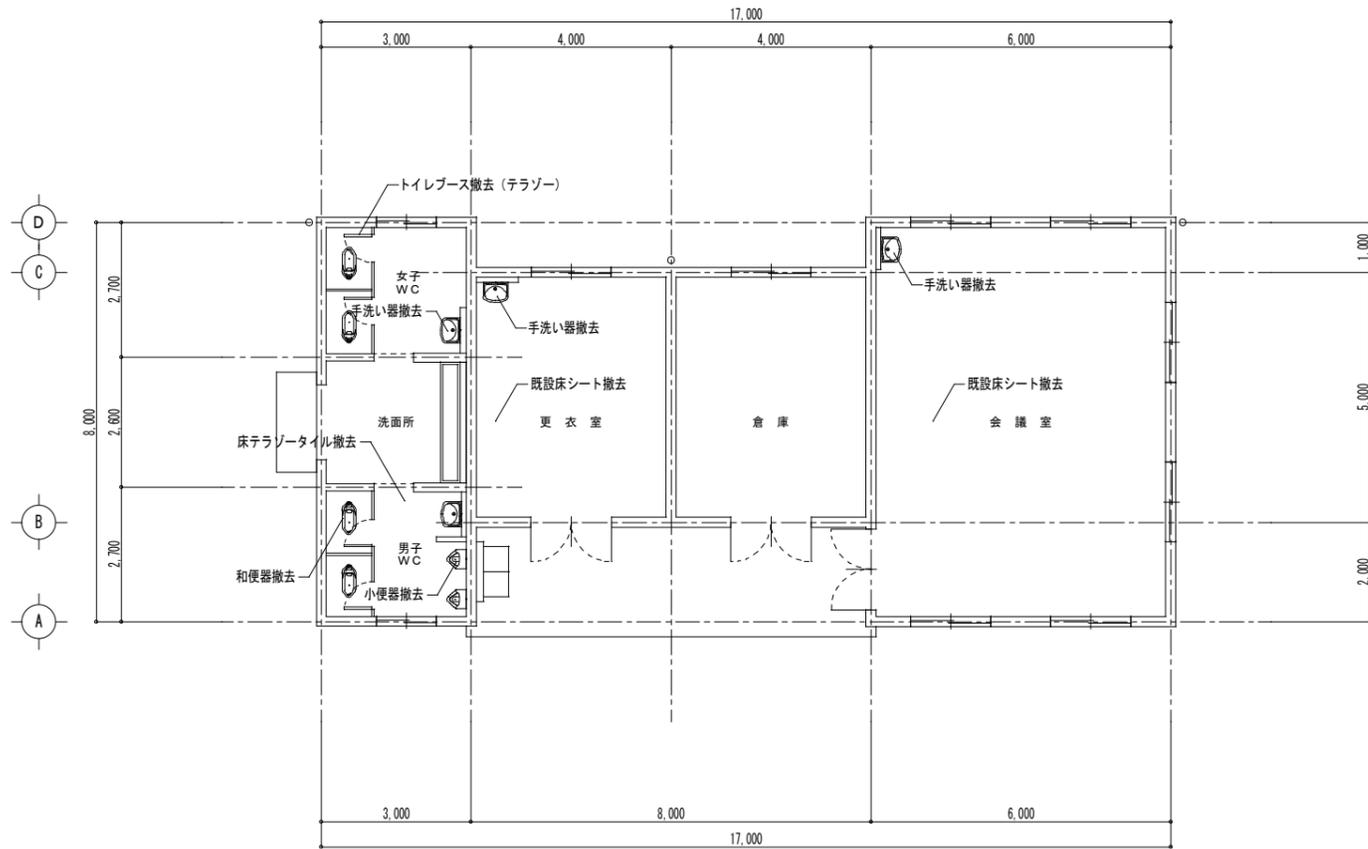
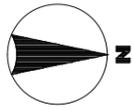
№訂正	2001.09.01	REVISION	△
改訂日	2019.07.01		
文書番号	F02-004-1907		

APPD.	CHKD.	DWN.	DATE	JOB.NAME	DWG.NO.
田中	田中	加藤	2020.02.07	浪江町地域公共施設 運動公園整備工事	C-02
			SCALE	TITLE	
			(A3) 1:600	外構施設計画平面図	



施設平面図 SCALE 1:500

備考		竣工図	縮尺: SCALE	名称: DRAFTER	建設地	図面番号: DRAWING NUMBER
			A 2 1/500	施設平面図	双葉郡浪江町大字高瀬字丈六地内	A-08
			A 3 -	工事名: TITLE		No.: REV
			日付: DATE	町営高瀬野球場復旧工事 (建築)		
			R 05 , 03			



改修前 平面図 S=1:100

改修後 平面図 S=1:100

備考

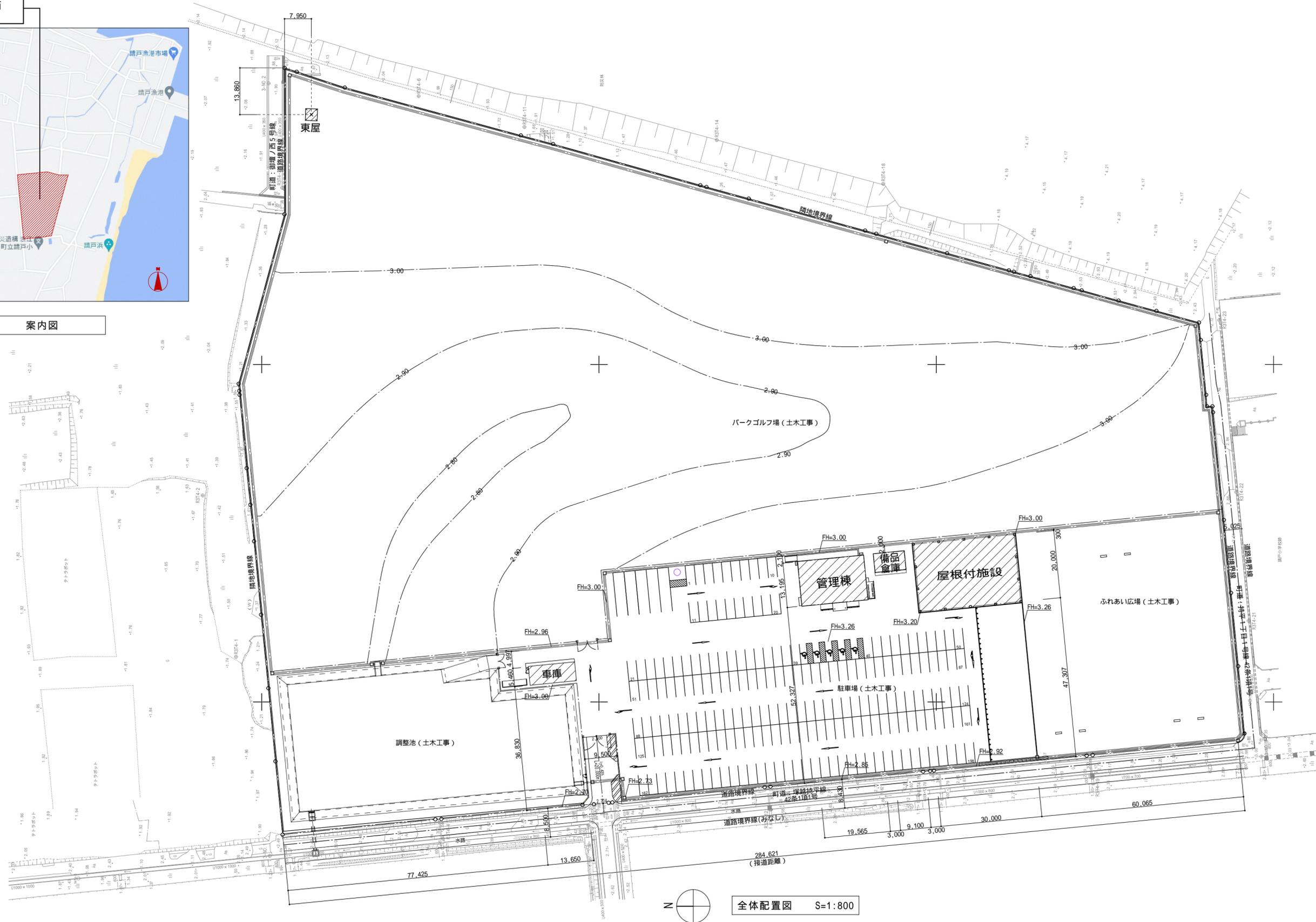
竣工図

縮尺: SCALE A 2 1/100 A 3 -	名称: DRAFTER クラブハウス 平面図	建設地 福島県双葉郡浪江町大字高瀬字丈六 地内	図面番号: DRAWING NUMBER A-09
日付: DATE R 05, 03	工事名: TITLE 町営高瀬野球場復旧工事 (建築)	No.: REV	

浪江町大字請戸字御壇ノ西
及び持平 地内



案内図



全体配置図 S=1:800

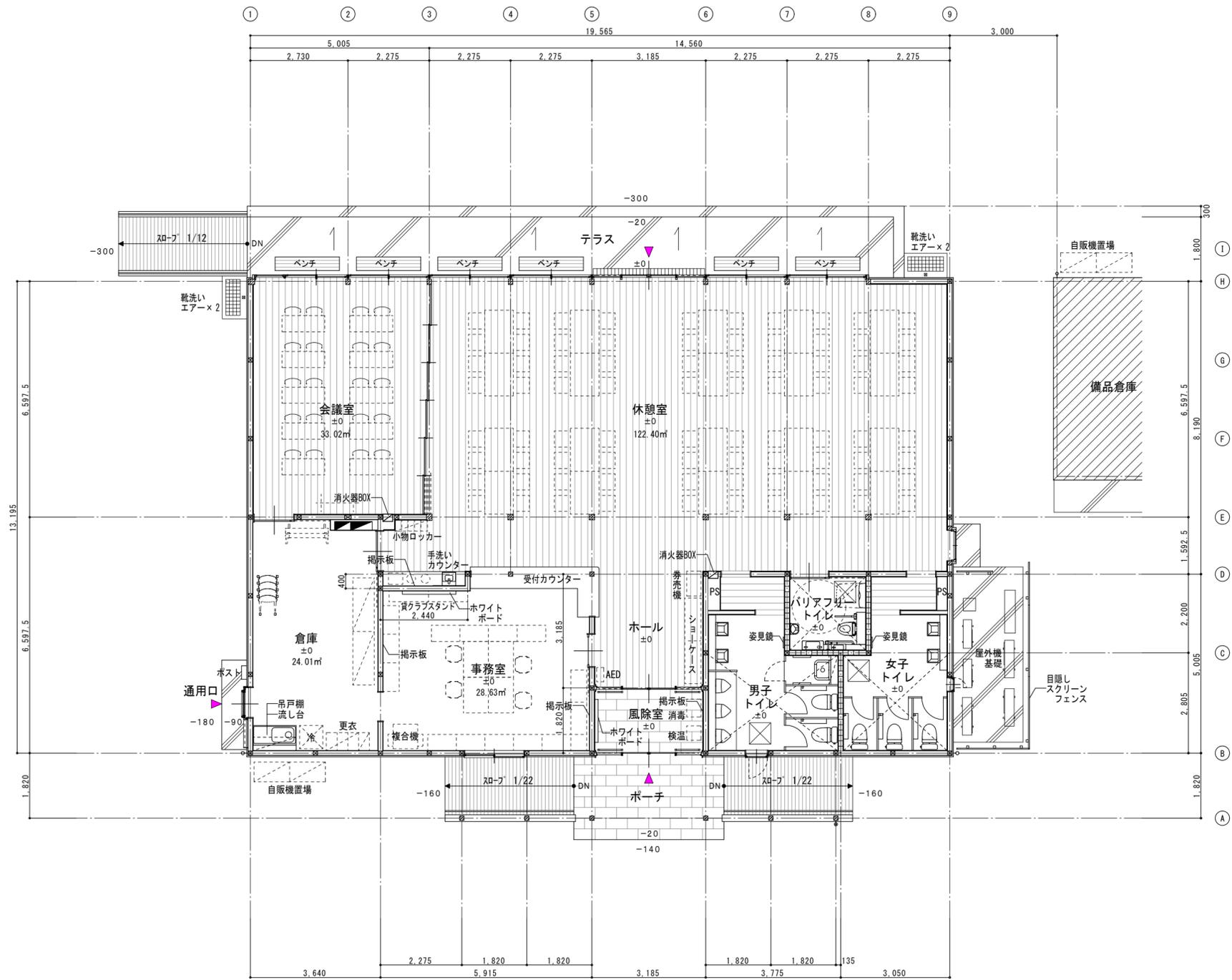
特記事項	

設計	担当	製図	整理

第	号	工事
R 5 年	3 月	日

復興海浜緑地（多目的広場）建築工事
全体配置図

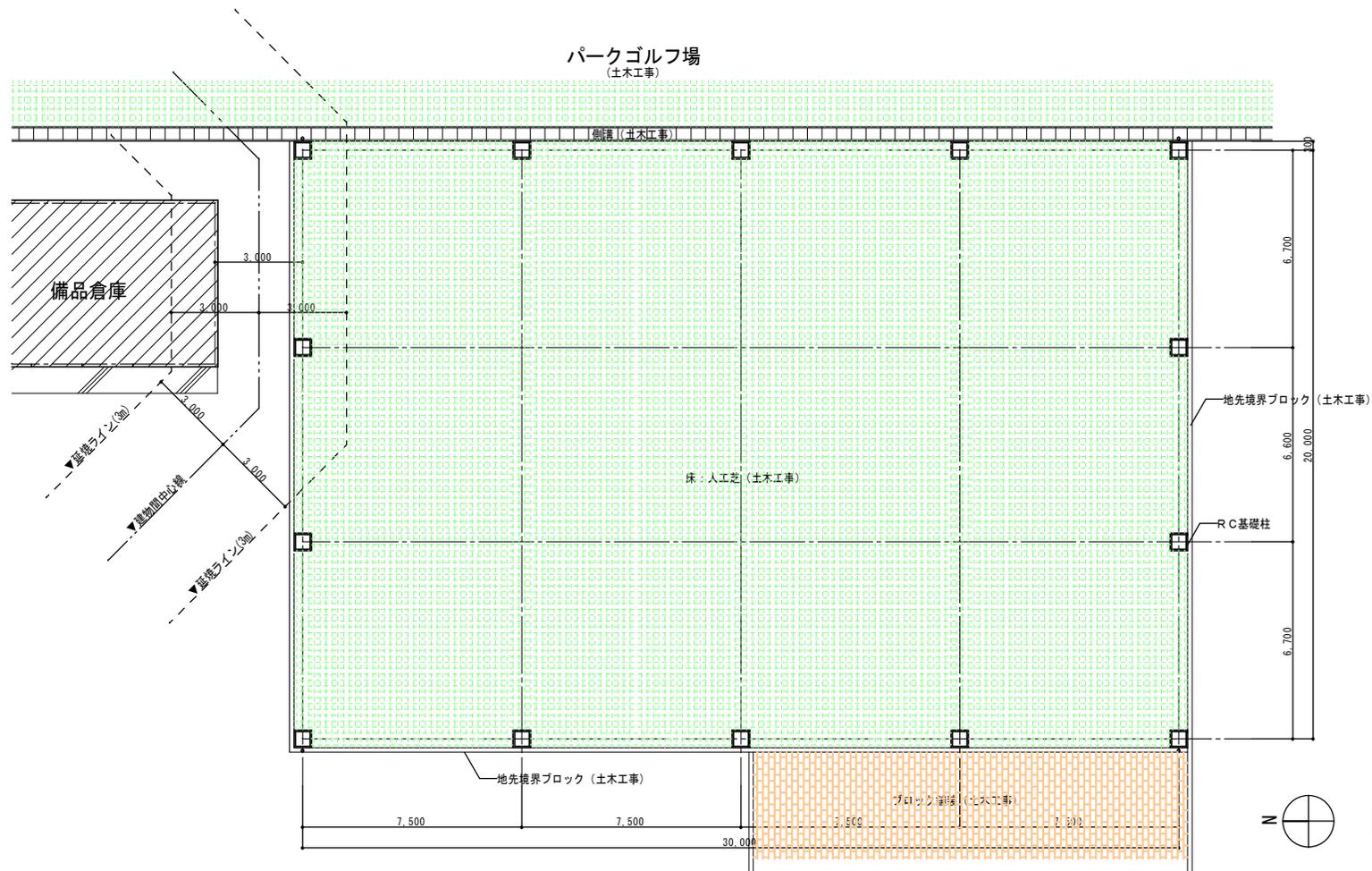
図	A - 13
縮	A2=1/800
尺	A4=1/1600



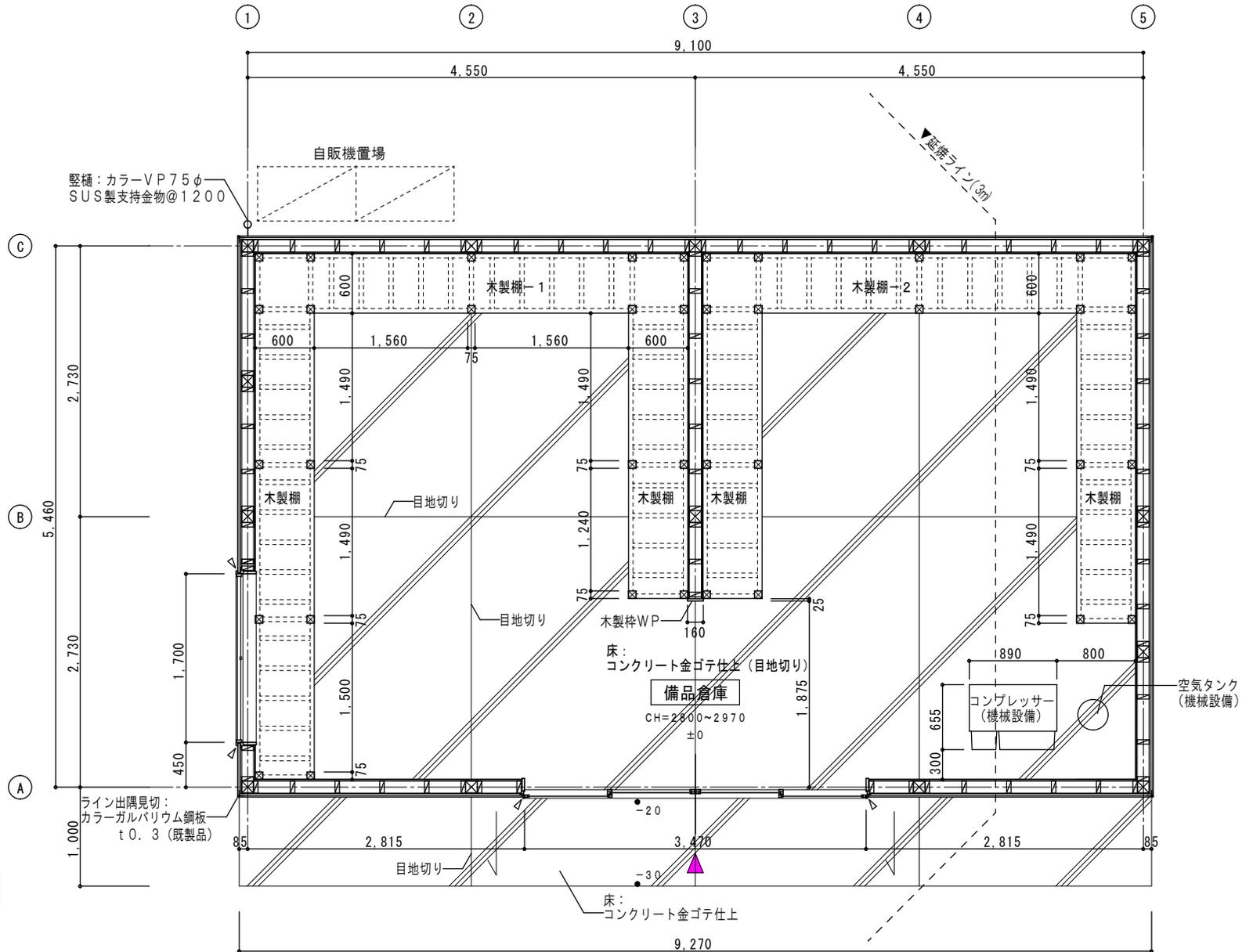
↑ 北
 平面図 S=1:100

特記事項	

設計	担当	製図	整理	第	号	工事名	復興海浜緑地(多目的広場)建築工事	図番	A-19
			製作	R5年	3月	図名	管理棟 平面図	縮尺	A2=1/100 A4=1/200

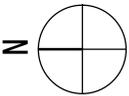


					設計	担当	製	図	整理	第	号	復興海浜緑地(多目的広場)建築工事	工 事 名
										R5年	3月		



備品倉庫

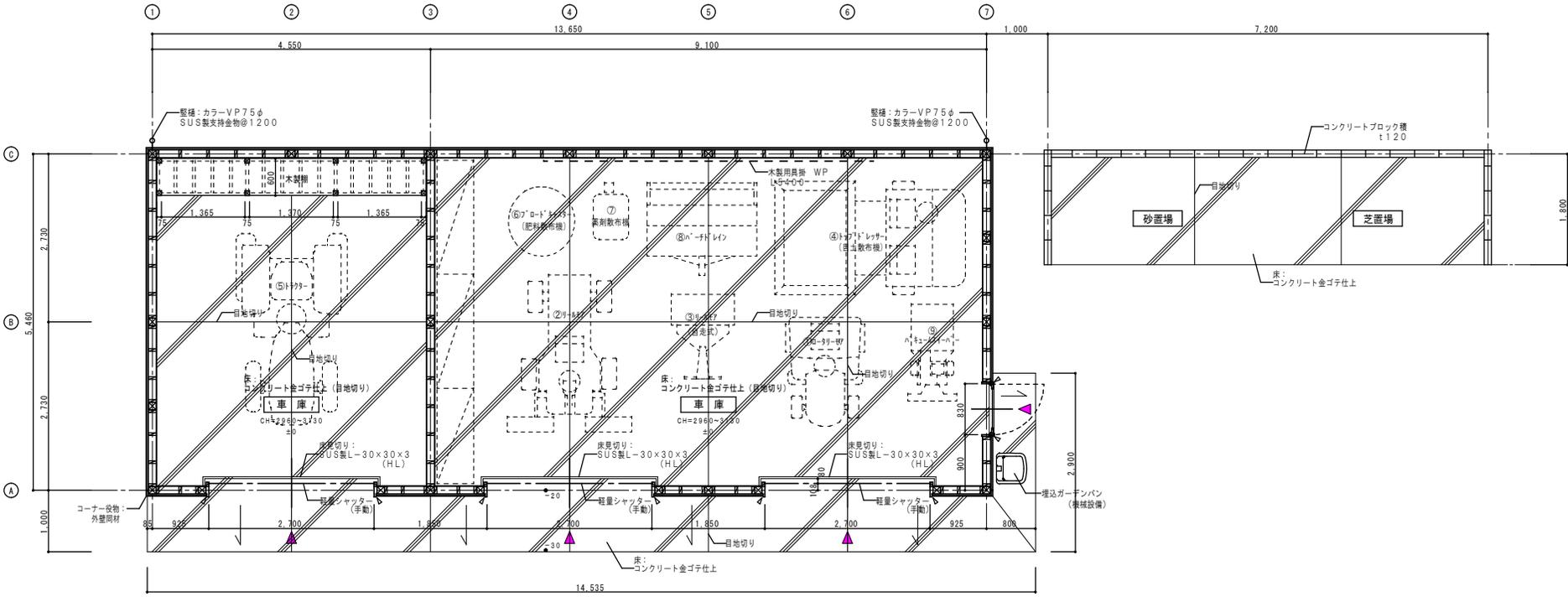
平面詳細図 S=1:60



設計	担当	製図	整理	第	号	工事名
						復興海浜緑地 (多目的広場) 建築工事
			製作	R5年	3月	日
						図名
						備品倉庫 平面詳細図



車庫
 平面詳細図 S=1:60
 ※柱小径は120×120

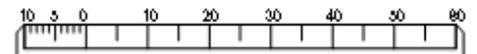


設計	担当	製図	監理	第	号	工事名
				R5年	3月	復興海浜緑地(多目的広場)建築工事
製作				日		車庫
						平面詳細図

町宮野球場



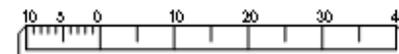
縮尺 1 : 1200



幾世橋グラウンド



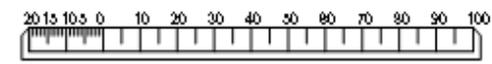
縮尺 1 : 1000



町宮加倉運動公園



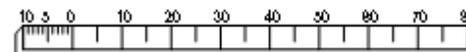
縮尺 1 : 2000



町営津島総合グラウンド



縮尺 1 : 1500



1 利用実績

(1)地域スポーツセンター

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	利用者数 (件・人)	料金 (円)	減免利用者数		利用者数 (件・人)	料金 (円)	減免利用者数		利用者数 (件・人)	料金 (円)	減免利用者数	
			100%	50%			100%	50%			100%	50%
4月	844人	309,950	8件・トレ182人	3件	1735人	254,250	22件・トレ218人	4件	2036人	244,400	17件・トレ228人	10件
5月	965人	73,950	12件・トレ176人	3件	1450人	88,500	25件・トレ223人	4件	1567人	248,700	20件・トレ228人	11件
6月	1644人	156,550	23件・トレ191人	7件	1733人	209,350	33件・トレ226人	5件	1980人	176,300	26件・トレ234人	9件
7月	1053人	70,200	11件・トレ185人	6件	1820人	146,300	39件・トレ242人	5件	1500人	190,700	22件・トレ268人	10件
8月	1169人	113,250	12件・トレ186人	4件	1814人	142,550	31件・トレ242人	5件	1651人	328,800	28件・トレ242人	10件
9月	1251人	118,750	19件・トレ193人	5件	1719人	119,750	27件・トレ259人	5件	1928人	184,750	33件・トレ260人	9件
10月	1279人	95,170	14件・トレ215人	7件	1875人	98,150	19件・トレ238人	5件	2231人	168,000	30件・トレ309人	13件
11月	1445人	181,450	15件・トレ213人	3件	1769人	159,400	23件・トレ231人	6件	1236人	183,200	16件・トレ244人	8件
12月	1306人	94,000	13件・トレ218人	6件	1661人	245,300	17件・トレ234人	9件	1943人	118,400	22件・トレ287人	10件
1月	859人	127,870	12件・トレ215人	3件	1644人	474,650	22件・トレ229人	13件	1738人	240,200	19件・トレ299人	9件
2月	1221人	141,150	28件・トレ310人	8件	1820人	144,650	25件・トレ234人	10件	1899人	144,600	29件・トレ339人	13件
3月	1589人	238,378	27件・トレ267人	11件	1441人	235,248	27件・トレ242人	7件	2338人	290,335	31件・トレ342人	14件
計	14625人	1,720,668	194件・トレ2551人	66件	20481人	2,318,098	310件・2818人	78件	22047人	2,518,385	293件・トレ3280人	126件

(2)ふれあいグラウンド

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	利用者数 (件・人)	料金 (円)	減免利用者数		利用者数 (件・人)	料金 (円)	減免利用者数		利用者数 (件・人)	料金 (円)	減免利用者数	
			100%	50%			100%	50%			100%	50%
4月	—	—	—	—	233人	6,200	8件	0	258人	1,200	9件	0
5月	—	—	—	—	339人	15,200	9件	0	364人	11,500	8件	0
6月	55人	6,900	7件	0	308人	16,300	8件	0	182人	8,300	7件	0
7月	108人	800	9件	0	317人	12,600	7件	0	233人	10,800	9件	0
8月	115人	6,400	1件	0	120人	3,200	3件	0	149人	0	11件	0
9月	43人	1,200	9件	0	102人	800	4件	0	189人	3,450	9件	0
10月	170人	800	8件	0	166人	3,200	9件	0	182人	22,850	9件	0
11月	186人	7,100	7件	0	249人	1,200	8件	0	139人	3,450	10件	0
12月	155人	1,200	7件	0	206人	2,400	7件	0	69人	3,450	8件	0
1月	162人	800	8件	0	168人	0	6件	0	69人	0	8件	0
2月	142人	800	8件	0	266人	2,400	8件	0	89人	2,800	8件	0
3月	215人	2,800	9件	0	287人	2,800	8件	0	134人	11,950	8件	0
計	1351人	28,800	73件	0	2761人	66,300	85件	0	2057人	79,750	104件	0

※令和4年6月供用開始

(3)高瀬野球場

	令和6年度			
	利用者数 (件・人)	料金 (円)	減免利用者数	
			100%	50%
4月	—	—	—	—
5月	—	—	—	—
6月	—	—	—	—
7月	—	—	—	—
8月	55人	0	1件	0
9月	125人	6,200	1件	0
10月	50人	2,700	0件	0
11月	0人	0	0件	0
12月	30人	3,000	0件	0
1月	138人	7,200	0件	0
2月	169人	11,400	0件	0
3月	453人	23,000	0件	0
計	1020人	53,500	2件	0

※令和6年8月供用開始

(4)マリンパークなみえ パークゴルフ施設

(参考提示)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	利用者数 (人)	料金 (円)	利用者数 (人)	料金 (円)	利用者数 (人)	料金 (円)
4月	-		2,456		2,053	
5月	-		2,802		2,897	
6月	-		2,203		2,818	
7月	-		2,253		2,283	
8月	-		2,276		2,316	
9月	117		2,274		3,060	
10月	2,076		3,468		3,506	
11月	2,346		2,904		3,100	
12月	2,063		1,746		2,226	
1月	1,615		2,424		3,066	
2月	1,886		1,337		2,437	
3月	2,205		2,513		3,475	
計	12,308	7,307,285	28,656	14,687,790	33,237	16,889,060

※平成16年9月供用開始

2 施設管理経費（実績参考）

(1) 浪江町地域スポーツセンター

単位：円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	6,584,145	7,140,712	9,319,229
消耗品費	1,549,490	1,370,520	918,447
燃料費	0	0	1,848
光熱水費	8,414,253	9,449,851	8,106,882
修繕費	1,943,700	907,170	1,666,170
通信運搬費	198,313	206,104	209,440
手数料:役務費	850,388	1,220,714	971,300
委託料	19,070,260	18,569,760	19,207,760
使用料及び賃借料	193,906	303,954	412,504
備品購入費	391,600	0	101,200
その他：工事請負費			1,056,000
合計	39,196,055	39,168,785	41,970,780

(2) なみえ運動公園

単位：円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
消耗品費	0	38,665	142,010
光熱水費	267,444	324,689	332,665
修繕費	0	0	0
備品購入費	5,929,000	1,529,000	0
その他	0	0	0
合計	6,196,444	1,892,354	474,675

※なみえ運動公園の供用開始は令和4年6月

(3) 町営高瀬野球場

単位：円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
消耗品費	—	—	143,396
光熱水費	—	—	281,560
修繕料	—	—	316,800
役務費	—	—	165
委託料	—	—	7,166,764
備品購入費	—	—	1,898,050
その他：工事請負費	—	—	4,753,100
合計	—	—	14,559,835

※町営高瀬野球場の供用開始は令和6年8月

(4) 休止施設

単位：円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
消耗品費	0	62,447	0
役務費：手数料他	0	0	594,000
委託料	0	0	1,042,800
合計	0	62,447	1,636,800

※町営野球場、町営幾世橋グラウンド、町営加倉運動公園、町営津島総合グラウンド

(5) パークゴルフ場（マリンパークなみえ）

単位：円

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人件費	1,009,682	9,230,735	9,446,392
消耗品費	469,890	530,479	1,739,219
燃料費	21,966	97,850	98,460
印刷製本費	889,613	359,100	298,199
光熱水費	97,916	172,408	229,481
公園管理費	0	0	1,420,602
通信運搬費	0	58,232	73,582
手数料	64,810	74,880	11,360
委託料	335,211	1,305,230	82,000
使用料及び賃借料		276,780	227,325
備品購入費	501,396	305,575	128,205
商品仕入費	2,528,883	1,550,131	1,418,614
その他	327,080	1,081,759	2,092,552
合計	6,246,447	15,043,159	17,265,991